

《論 文》

「杣山」の「民地民木」をめぐる謝花昇の闘い(3)

奥 谷 浩 一

要 旨

謝花昇は沖縄の近代社会運動の先駆者である。明治期の沖縄では、いわゆる「琉球処分」によって琉球王国が廃止されて俸禄を失った貧窮士族の救済を目的として、「杣山」の開墾事業が開始される。沖縄県庁の高等官・技師謝花昇は、沖縄県知事奈良原繁のもとで「杣山」開墾の事務取扱主任としてこの事業を推進する立場に立っていた。しかし、謝花と奈良原との間に潜在的にあった齟齬と対立が次第に顕在化する。謝花がこの開墾事業を純粋に農民と貧窮士族の救済のために遂行しようとし、期限付き無償貸与と「杣山」の森林環境に対する配慮という条件下で推進したが、時の権力者奈良原の側はそうではなかったからである。奈良原はこの開墾事業を土地整理事業の前段階と見なし、土地整理が終了した後は開墾地を払い下げて私有化することを目論んでいた。両者の対立は、やがて土地整理事業の推進過程で、奈良原側が「官地民木」を謳い文句にして農民たちを欺瞞し、彼らの反対と抵抗を押し切って、「杣山」を官有林に組み入れる政策を行うに及んで、決定的になる。それは実質的に「杣山」を官有化した後はこれから農民たちを排除する「官地官木」論であった。これに対して謝花が主張したのが「民地民木」論である。そのために謝花は県庁を退職してこれと闘うことになる。謝花のこの「民地民木」論は敗北した。しかし、農民たちが自前で保護・管理・育成し、彼らの生活の糧でもあった「杣山」は農民たちによって共同所有されるべきだという彼の「民地民木」論は、現在のわが国の森林政策の行き詰まりと国有林の危機、これによる森林環境の国土保全力の低下、そして森林を地球的規模の公共財と考えるさいに、多くの手掛かりと暗示とを提供してくれるように思われる。本論文では、この「民地民木」をめぐる謝花昇の闘いの軌跡を追求するとともに、現在の環境論または環境思想から見た場合の彼の「民地民木」の意義を考察することにした。

キーワード：やんばるの森、杣山、官地民木論と民地民木論、国有林の危機、地球市民的公共財としてのコモンズ

目次

はじめに

第1章 「杣山」の開墾と「杣山」処分問題の歴史的背景

第2章 「杣山」開墾問題と謝花昇（以上、第109号掲載）

第3章 本土の山林の官有化と沖縄の「杣山処分」

第4章 「杣山処分」問題にかんする謝花昇の闘い (以上、第110号掲載)

第5章 「杣山処分」後の我が国の林野行政 (以下、本号掲載)

第6章 謝花昇の「民地民木」論の歴史のおよび現代的意義
終わりに

第5章 「杣山処分」後の我が国の林野行政

これまで論じたように、明治政府は地租改正の実施と合わせて全国の林野の「官民有区分化」を行い、江戸時代の徳川幕藩体制のもとで各藩の所有であった藩林のほとんどだけでなく、農民が「入会地」として共同的に育成・保護・管理してきた山林をも可能な限り国有化して政府の管理のもとにおく政策を推進した。山林を「官有」と「民有」とに区分するこの政策は、実際には江戸時代の慣例・慣行を無視して「民有」であることを証文や文書等によって証明できない山林をすべて強権的に「国有」化するというものであった。沖縄ではこの政策は「杣山大規模開墾」とこれに引き続く「杣山処分」というかたちで強行された。この過程は、1897 (明治30) 年の旧「森林法」、そして1899 (明治32) 年の「国有林野法」の公布によって法的に確立された。しかし、それは農民たちが共同で近代的所有確立以前の前近代的社会において慣習的に行っていた山林の育成・保護・管理・利用を強権的に剥奪して近代的所有概念と国家の所有へとほめ込み、国有林から農民・村民を排除してこれを囲い込むものでもあった。政府が、山林が国有化されれば納税は必要でなく、農民・村民はこれまで通り入会地としての性格を色濃く持っていた山林を利用できることを謳い文句にし、これを信じた農民・村民は国有林の囲い込みがなされ、自分たちの生活の場と糧を奪われてはじめてその欺瞞性に気づいたのであったが、後の祭りであった。こうして、農民・村民に深い怨嗟と不満を残しながら、きわめて後味の悪いかたちで政府による山林の国有化政策が遂行され、国有林はいわば「国=政府の持ち物」となったのであった。

それでは、沖縄では欺瞞的な「官地民木」論を振りまき、謝花たちの「民地民木」論を圧殺して杣山の官林化をなし遂げ、本土では農民・村民の生活の場である「入会地」を収奪して山林を国家および政府の「持ち物」または「財産」となしえた我が国の林政は、その後どのように進化したのであろうか。山林と国有林とを実際は「官地官木」の立場から国家および政府の「財産」とするその政策は、国民と国有林に一体いかなる結果をもたらしたのか⁽¹⁾。だが、これを全面的に展開することは本論文の課題ではない。本章では、謝花たちの「民地民木」論が直接に示したものと潜在的に含んでいたものとの焦点を当てながら、これに関わる限りで上述の問題を考察することにしたい。

(1) 「民地民木」論圧殺後から太平洋戦争敗戦までのわが国の林政

明治政府は、「入会地」山林の国有化とこれによる囲い込みに対する農民たちの反対運動、そして謝花らの「杣山処分」に対する抵抗闘争を圧殺して山林の多くを国有化したのだが、その国

有林と林政にかんする考え方には大別して三つの特徴があったと言えよう。ひとつは、上記のように、国有林が国家の「持ち物」および「財産」であるとみなし、したがって国家が国有林の管理と利用を独占するという考え方である。もうひとつは、これと不可分に結合して、国民が林政との関りを退けられ国有林の利用からも排除されるという閉鎖性であり、国民と国有林との分断である。最後に、国有林の主要な機能が第一義的に経済的利益、すなわちその林産物収入にもとづく利益にあるとする考え方である。これらがわが国のその後の林政を大きく規定していくことになった。

明治政府が国有の山林を「持ち物」または「財産」と見なしていたことを象徴するのは、1888(明治21)年頃から開始された「御料林」の創設である。「御料林」は、自由民権運動の高揚を背景に、国会開設と旧憲法の制定を前にして創設された天皇直属の森林であったが、それは、これを推進した岩倉具視の意見書が「皇室財産を確定するの議」と題されていたように、当初から「皇室の財産」を確保するためのものにほかならなかった⁽²⁾。それは、長野の木曾谷、神奈川、静岡、岐阜、山梨などの美林と北海道の一部森林を農商務省管轄の官林から宮内省管轄に移行するかたちで創設され、そこから得られる林野収入は最盛期には一年間に用材で400万石、燃料材で150万石を超えたと言われる。「御料林」は「神聖ニシテ犯スヘカラス」の存在である天皇および皇室の財産の重要部分を構成するものであったから、国民は立ち入りさえも固く禁じられ、「御料林」以外の国有林にもこれに準ずる措置が取られてきた。「御料林」は「皇室の財産」であり、国有林は国家または政府の「財産」だからである。戦後「御料林」が廃止された後も、こうした国民に対する国有林の閉鎖性は残り続けており、ヨーロッパとはきわめて対照的である⁽³⁾。ヨーロッパの国有林では国民の立ち入りが開放されているばかりか、樹木以外のキノコやベリーなどの採取も自由であり、これは民有林においても同様である⁽⁴⁾。我が国ではいまだに考えられないことである。

木材の生産を国有林の主要な機能とみなす明治政府の基本的な考え方は、上記の「国有林野法」にこう規定されていることで明らかである。「森林経営の目的は優良な大材の永続的な生産にあり、まずその基礎を確立すべきである。」つまりここでは、森林の維持と目的が「材木の生産」と「国土保全」であるという二大方針を建前としては掲げながらも、その実は、優良な木材生産が森林経営の第一の目的であり、森林の国土保全機能はこれに従属するという木材生産第一主義が支配的であったことが了解されよう。こうして山林の国有化政策は、明治維新後の我が国の急速な近代化を支えるとともに、我が国の「富国強兵」と対外進出に必要とされるエネルギー資源供給のひとつの柱をも形成した。我が国の林政は、こうした森林資源の国家的独占を背景にして、「材木の生産」を圧倒的に上回る「材木の消費」に向かって突き進み、日清・日露戦争、そして日中戦争と太平洋戦争というように、武力と戦争による領土の拡大政策を強力に推進するという状況が作り出された。その結果は、国有林であると民有林であるとを問わず、我が国の森林と国民に空前の被害と多くの「負の遺産」をもたらすことになった。

当初の「森林法」はこうした戦時体制に即応しこれを支えるために何度も改正された。例えばそれは、地方長官が森林所有者に対して伐採計画に他ならない施業案を提出させてこれを認可する方式から、地方長官が伐採計画を上意下達する調達方式へと変えられ、さらに戦時非常伐採によってきわめて強引でやみくもな増伐へと突き進むための起爆剤となった。1931(昭和6)年に制定された「国立公園法」では特別地域での樹木の伐採は「許可制」であったが、これが勅令によって「届け出制」に変更された。また、1939(昭和14)年の「森林法」の大改正によって、例えば、民有林にかんしてすべての森林所有者が森林組合に強制的に組織され、施業案を編成して林産物を生産することが義務付けられた。さらに、森林所有者が50ha以上の所有者は単独で、50ha未満の所有者は森林組合が施業案を編成し、地方長官がこれの許認可権をもつかこれを代執行できるようにした。こうした方式の変更は、民有林に対する強力な国家的干渉を可能にするものであり、これは現代にまで尾を引いている。こうして1942(昭和17)年と1943(昭和18)年には、立木伐採量が1億立方メートルを超えるという空前の伐採量を記録した。わが国の森林は、戦争遂行の手段として必要とされた軍用材のために、国をあげての「供木運動」によって大量に伐採され、荒廢の一途をたどることになった。官有化された日本の森林資源は言うまでもなく、民有林もまた帝国主義的戦争を遂行するためのエネルギー資源の大きな支柱として機能し、そうすることで大量消費されたのである。その結果、太平洋戦争ではおよそ300万人もの尊い人命が失われ、その敗戦後には国土破壊の証として150万ヘクタールもの広大な禿山が残されることになった⁽⁵⁾。戦争政策がもたらしたものは、空前の人命の損失、そして空前の森林環境破壊にほかならなかった。

本論文ですでに述べたように、謝花が奈良原県知事側の「官地民木」論の虚偽を見破ってその本質が「官地官木」にあることを暴き、これに対置して「民地民木」論を主張したことの意義は、たんに沖縄の杣山の山林を守り、杣山とは切っても切れない関係にある農民たちの生活を守るというだけにはとどまらなかった。それは同時に、明治政府が推進しようとした山林政策に対して抵抗するものであり、明治政府の政策の根本的な方向に対しても反対を表明するものであった。さらにそれは、謝花が意図していたかどうかに関わりなく、木材の生産と供給が戦争遂行を支えるエネルギー資源の主要な柱のひとつであったから、明治政府がその後強力に推進した侵略的な対外進出と戦争政策に対しても実質的に反対と抵抗を主張する内実と可能性とをそなえていた。それだけではない。謝花は東京留学時代に東京山林学校で学び、ここで後に代議士となり大蔵省御用掛にもなった中村弥六を師としたが、この中村は御料林の設置にかんしては「帝室御有の財産を今日制定すべき意見書」を岩倉具視に提出し、その中で皇室財産として農地は適切でなく森林以外にはないと力説したという⁽⁶⁾。そうすると、「民地民木」を唱えて杣山が杣山農民たちの所有に帰すべきだと主張した謝花は、かつての師である中村の見解に反対しただけでなく、農民たちの生活と切っても切れない関係にある国有林を御料林に編入することに対しても実質的に反対と抵抗の意志を表明したことになる。そう考えると、時の沖縄県政に抵抗し、実質「官地官木」

論に対して「民地民木」論を対置して闘い、そうすることで明治政府の基本政策全体に対しても反対した謝花昇の思想と運動の歴史的・現代的意義は、これまで考えられていた以上に大きな射程をもつと言わなければならないであろう。

(2) 太平洋戦争後の復興期から高度経済成長期までの森林行政とその問題点

①「林野解放」は行われなかった

我が国は、太平洋戦争の敗北によって天皇主権の明治憲法が廃止され、平和と人権を基調とする日本国憲法が制定されて、「国民主権」の時代になった。これは、林政の面では、国有林の山林と樹木が初めて憲法上は国民の「持ち物」であり、国民の「財産」とされる時代が到来したことを意味する。これは、我が国の敗戦とその外圧によって成し遂げられた変革であり、真に内発的なものではなかったにせよ、我が国の政治・経済・文化の全領域にとどまらず、森林行政の歴史においても一大転換をもたらした。謝花の「民地民木」の思想は、杣山が国家の財産であるという考え方を否定して、間切を中心に杣山を杣山農民たちが共同で所有し、そうした共同所有のもとで杣山を育成・保護・管理・利用するという主張であるから、国有林は主権者である国民の「持ち物」および「財産」として機能すべきだという現行憲法の基本的な考え方につながるものである。だから、この一大転換を好機として、謝花の言う「民地民木」論が我が国において真に実現されるかに見えた。しかし、それは幻想にすぎなかったことがやがて明らかとなる。

この我が国の歴史の大転換は、土地政策にかんしてはいわゆる「農地解放」として我が国の農地所有制度に大きな変革をもたらすものであった。占領軍の日本統治下で、「数世紀にわたる封建的圧制の下、日本農民を隷属化してきた経済的桎梏を打破する」ことを意図するGHQの指導によって、第二次農地改革法が成立し、不在地主が所有するすべての小作地、一定の面積を超える在村地主の小作地、一定の面積を超える所有小作地が国によって半ば強制的にきわめて安価で買い上げられ、実際に耕作を行っていた小作人に売り渡された。その結果、それまでのわが国の小作地のおよそ8割が小作人の手に渡ることになり、自作農が飛躍的に増大して、批判はありながらも、ともかくも農地所有制度は大きな変革をとげた⁽⁷⁾。だが、この「農地解放」には不徹底な側面があった⁽⁸⁾。なぜかと言えば、農地は解放されても森林は解放されなかったからである。したがって、森林を大地主が所有するという林野の所有制度を改革すること、そして農民を排除して囲い込まれた国有林を解放することが次の課題となった。いわゆる「林野解放」である。しかし、すぐ後に見るように、この解放はついに行われることがなかった。私有林においても、少数の大規模森林所有者と多数の零細森林所有者が存在するという基本構造にも変化がなかった。つまり、明治維新後に農民から「入会地」と「杣山」を強権的に収奪してきたわが国の林政の組織と体質もまた、現行憲法を戴きながら、根本的に真に民主主義的に変革されることがなかったのである。

②林政の統一と林野庁の創設

太平洋戦争の敗戦以前には、わが国の国有林には、イ) 皇室財産としての御料林、ロ) 内務省

所管の北海道の国有林、ハ) 農林省山林局所管の上記イ) ロ) 以外の国有林、の三種類があった。敗戦後GHQは、我が国の民主化政策の一環として、皇室財産の国有化と内務省の解体を行った。この施策により、1947年にイ) ロ) ハ) はともに1949年に新設された農林省「外局」である林野庁の所管となって、林政の一元化が行われた。これは「林政統一」と呼ばれる。そしてこの年に林野局が現林野庁へと改変された。

しかし、現行憲法のもとで国有林もまた主権者である「国民」の所有となり、その林政もまた所有者である国民とその代表者の審議組織である国会の手に委ねられるべきであったが、実際には実質的にはそうはならなかったし、現在もなおこうした状態が続いている。現在も林野庁は、農林水産省の「外局」として組織的に位置づけられ、文部科学省が責任をもつ国立大学演習林以外のすべての国有林を所管し、いわば国の企業として依然として営利原則にもとづいて国有林を経営している。したがって、「国民の財産」であるはずの国有林は、国民のための真の公共用財産ではなくて、あたかも国の企業用財産であるかのように取り扱われているのであり、ここに我が国の林政の根本問題が横たわっている。

だが、きわめて不思議なことに、現在に至るまで、国有林野事業の定義、目的、方針、範囲などにかんする明確で統一的な法律上の規定は存在しないのである。国有林の憲法である「国有林野経営規定」は存在するものの、これは農林水産省の「訓令」であるにすぎない。そのために、国有林事業は農林水産省および林野庁の上級機関が法令にもとづくことなく、「訓令」によって随意に行うことができるという仕組みになっている。林野庁の事業内容にかんしては国会の審議と承認を必要としないから、何事も林野庁長官の「訓令」や「通達」によって行うことが可能ということになる。したがって、現行の林野行政は、一部の識者から指摘されるように、文字通り「ノーチェックの通達行政」⁽⁹⁾と形容されても決しておかしくないのである。これでは、国有林は国民の財産であるとも「国民主権」が及ぶものとも言えないことになり、林野庁の官僚や職員の間には「国有林は林野庁の物」という意識が蔓延・跋扈しても決しておかしくはないことになろう⁽¹⁰⁾。つまり、わが国の明治期以来の国家権力を振りかざす権力主義的な考え方、すなわち明治期に日本本土で江戸時代から伝わる農民たちの入会地と入会権を奪い、沖縄でも杣山の農民たちの共同管理の慣行を無視してこれを強権的に取り上げた官僚的手法が、国有林の管理と経営にかんしても、国民主権を掲げる現行憲法によって保証された民主主義的な世の中になってなお強力に残存しており、国有林が決して「国民の森林」とはなりえない元凶となっていると言わざるをえないのである。

③戦後林政の負の遺産としての国有林事業の独立採算制

これに加えて大きな問題点として挙げられるのは、戦後日本の林政が、一般会計としてではなくて特別会計として運営されてきたことである。これは、敗戦後の国家財政逼迫という非常事態の下で、旧大蔵省がそれまで一般会計のなかで取り扱われてきた国有林野事業を特別会計に移すことを林野庁に強要したことに起因すると見られている⁽¹¹⁾。特別会計とは要するに企業経営と

同様の「独立採算」制を意味する。これは林野の管理と行政をひとつの企業体とみなすものであり、例えば、国民の基本的財産であるはずの国有林を伐採・売却して国有林の管理と経営に必要な人員の給与を賄うという原則の上に立つものである。そのために、戦後農林省の外局として発足した林野庁は、「国民の財産」である国有林野を管理・保護することを職務とするにも拘らず、その林野庁が必要な財源を国有林経営によって「国民の財産」である樹木を伐採・販売して利益を作り出すことにならざるをえない仕組みとなっている。自らの収入を確保するために「国民の財産」である木材を長年にわたって伐採し続けるというのは、きわめて大きな矛盾を含んでいる。そしてここに、国有林経営が「国民の財産」である樹木を守ることよりも、これを伐採・販売して経営利益をあげることを優先せざるを得ない必然性がある。しかも、企業体として行う特別会計は単年度で収支決算を行うことを基本とするが、これには木材の市場価格などの市場性が深く関係し、また樹木というものは植林してから数十年から50年くらい経過して初めて伐採・売却して利益をあげる性質のものであるから、国有林事業をひとつの企業体として単年度決算すること自体、事柄の性質に適合しない。そもそも国有林を一つの企業体のようにして独立採算制にすること自体が不合理を含んでいる。多くの先進国がわが国のように国有林事業の「独立採算」制をとらない所以である。高級官僚が「国民の財産」であるはずの国有林の意味や価値を議論することなく、たんなる一般会計の赤字解消という財政面からのみ判断してきたこと、そして林野事業の専門家であるはずの林野庁がこれに抵抗せずに弱腰の姿勢に終始したことが、戦後のわが国の林政を強く苦しめた。国有林野事業の累積赤字とこれを解消するための「山荒らし」が国有林を疲弊と荒廃に追いやることになったのである。このやり方は、戦後まもなくから2012年度に独立採算制度が破綻し、2013年度に特別会計が廃止されるまでの長期間にわたって継続された。そしてここに、今日の我が国の国有林の荒廃と危機を招いた大きな原因のひとつがある⁽¹²⁾。

④植林と「造林」運動の展開

すでに述べたように、敗戦直後の我が国の森林は戦争下での供木運動と乱伐によって極度の惨状を呈した。戦争政策によって獲得した旧植林地等の返還により国土に占める森林面積の36%が減少し、310万戸の家屋が破壊された。危殆に瀕していたわが国の森林の復興は150万ヘクタールを超える禿山に植林することから始まった。強行造林計画が進められ、「荒れた国土を緑にする」という合言葉とともに、国土緑化運動がいっせいに開始された。森林愛護連盟が設立され、これがさらに国土緑化推進委員会へと発展に改組されただけでなく、緑の羽根募金や学校植林コンクールも開始された。戦後の復興のために木材増産と「拡大造林」が急速に進められていった。この「拡大造林」とは、広葉樹林を成長が早くて金になるスギ、ヒノキ、マツ、カラマツなどの針葉樹人工林に転換して木材生産力を増強することで戦後の戦災復興と経済の成長に応えようとするものであったが、こうしたやり方はもちろん森林の成長と消費、需要と供給のバランスを考慮しないだけでなく、国土保全と森林生態学から見て大きな問題点をも孕んでいた⁽¹³⁾。単一種の針葉樹人工林は、広葉樹の自然林に比べて自然災害時の国土保全能力において顕著に弱く、広

葉樹林が育むような生物多様性を阻害するからである。

こうした生態学上の問題点を孕みながら、ともかくも造林活動は強力に推進され、1956年には戦争による伐採跡地への植林が完了した。戦後復興のための膨大な需要に応えるべく植林と造林が強力に推進されたこの時期の造林事業には、単年度収支で赤字を出さないという企業原則と保続原則、すなわち樹木の成長量を超える伐採(過伐)を控えて、樹木が実際に成長した分だけを伐採するという林業の持続的利用のための原則が曲りなりにも意識され、同時に森林による国土保全もまた意識されていた。1951年の「森林法」の改正では、森林生産の保続原則が明記され、さらにいくつかの制限事項が設けられていた。その制限事項とは、①幼齢林を皆伐しない、②皆伐した跡地には2年以内に造林を行う、③急傾斜地では樹木を皆伐しない、ことなどであった⁽¹⁴⁾。こうした制限事項が設けられていたことで、この危機は国有林の持続的利用と国土保全とがそれなりに意識されていたことが分かる。

⑤「林野解放」の運動の高まり

ここで、この時期に東北地方を中心に盛り上がりを見せた国有林野解放運動について簡単に触れておこう。この時期「国有林野の解放」を目指す機運がしばらくの間全国的な高まりを見せたことは、言い換えれば、謝花昇がかつて主張した「民地民木」論が太平洋戦争敗戦後になって実質的に再び議論の俎上に上るようになったことを意味する。わが国の敗戦後「農地解放」に刺激されて、「農地解放」が行われて大地主または大土地所有者の農民収奪に制限が加えられたさい、次は「林野解放」だとして東北地方を中心に国有林野解放の運動が盛り上がりを見せたのである。とりわけ青森県や岩手県を中心とする東北地方で「国有林解放期成同盟会」が各地に結成され、1954(昭和29)年に「国有林野整備臨時措置法」が失効して以来、国有林の解放を国政に請願する運動がとみに高まった。これは謝花の「民地民木」論が新たな脚光を浴びる絶好の機会でもあった。

東北地方、特に青森県は県の総面積に対して林野面積が65%を占め、さらにそのうち43%を国有林が占めるといって、開拓地である北海道を除けば、北関東、長野、宮崎、鹿児島と並ぶ、全国有数の「国有林県」であった。東北地方では、貧しい農民たちがしばしば冷害凶作に苦しみ、冬は出稼ぎに出なければ生活ができないという状況がありながら、農地の開発、道路整備、産業振興などをしようにも国有林が障害になり、改善できないままであった。彼らから見れば、目の前に国有林という森林がありながらこれをまったく利用できず、立ち入りさえも禁じられおり、地域と産業を振興しようにもそれができないという状況は何としても変革されるべきであった。これらが背景にあって、この時期、かつて明治政府によって官有化されていわば政府によって取り上げられた「隣地を返せ」という運動が盛り上がっていたのである⁽¹⁵⁾。

青森県や岩手県は「国有林野解放期成同盟会」を結成して、各種団体の運動の一本化を図り、時の池田首相と政府を動かすまでに運動を進めていた。そのなかに注目すべき点がいくつかある。例えば、この運動の中核的役割を担った盛田達三は国有林の解放を強く求めていたが、それには注意深く次の3点が除かれていた。それは、イ) 治山治水上必要な防災林、保安林、国立公園内

の山林、ロ) 学術参考林、天然記念物所在林地、ハ) 伐期に達しない幼齢林、の三つである。そして、そのほかの論者も、国有林が解放される場合の条件として、山林の「所有権は県や市町村に置き、個人には利用権を設定させるが、利用権の内容は実質的に私権に近いものにする」、また「所有権は公共団体がガッチリ握って放さない」という考え方を述べていた⁽¹⁶⁾。彼らがそうしたしたのは「こうした方法で、解放林野がいつのまにか特定の者に集中化するという危険を防ぐ」必要があると考えたからである。こうした考え方は、謝花昇が杣山開墾と農工銀行設立のさいに念頭に置いていた考え方と完全に一致する。謝花もまた、杣山開墾の結果が富裕者や資産家によって独占されないように間切による杣山の共同所有を優先する姿勢を示していたし、農工銀行の設立にさいしても同様であったからである。謝花らの「民地民木」論の「民地」と「民有」は、決して富裕な個人の私有を意味することなく、現在の市町村に該当する沖縄の間切による共同の所有を意味する。それは、個人を所有の主体とする私的所有の概念に背反する側面をもちながらも、土地と山林の新しい共同所有の形態を主張したものとして、それ自体が歴史的な意味をもつように思われる。だが、その意義はたんに歴史的であることにとどまりはしないであろう。東北地方の農民は、敗戦後に一部国有林の解放＝民有化を主張したさいに、この解放が実現した暁には特定の個人にその恩恵が集中しないように配慮する姿勢を示していたが、国家と官僚、財閥、富裕者による沖縄の森林の私物化と収奪の可能性と富裕者への私有林に偏在をすでに予見し懸念していた謝花の思想と行動はこれよりおよそ半世紀も先んじており、この意味においても謝花の思想と行動の先進性と先見性が示されているように思われるからである。なお、東奥日報社編集局編『国有林を見直そう』の中では、謝花昇の名前こそ掲げられてはいないが、ところどころで「民地民木」⁽¹⁷⁾「官地民木」⁽¹⁸⁾の言葉が散見され、この「林野解放」運動と謝花らの運動との内容上の連帯が感じられる。

こうした東北地方を中心とする「林野解放」運動の高揚に押されて、1963(昭和38)年8月時の総理大臣池田勇人は閣議で国有林野の一部開放を宣言、田中大蔵大臣は国有財産払い下げ事務処理の促進を指示し、さらに赤城農林大臣も国有林の活用にかんする審議会設置を明言した。そして、青森市で開催された公聴会で池田首相はこう述べた。「国有林の払い下げは必要でありましょう。私はもろ手をあげて賛成します」「酪農ができる、果樹園ができる程度の国有林であれば、国土保全からいっても、解放しても何ら差し支えないのであります」「解放は池田に任してください」⁽¹⁹⁾と。しかし、池田内閣のもとで閣議決定までなされた「林野解放」は、選挙目当ての公約に過ぎず、林野庁の反対などがあって最終的には実現されることがなく、結局はうやむやにされてしまった。その理由は何であったか。筒井迪夫氏によれば、林野経営には地主と小作人の関係がほとんどないこと、林業経営では大規模経営の方が単位面積当たりの生産力が高いこと、山林解放に対する不安から林業経営の意欲の低下が危惧されたこと、解放を恐れた森林所有者が伐採を急いで裸地を増加させていたことなどが政府と林野庁内部の意見としてあり、これを覆すことができなかったという⁽²⁰⁾。だが、国有林を林野庁の「財産」としていた政治家・官僚

たちからすれば、国有林野を開放することは自分たちの財産や既得権を取り上げられることとしてしか受け止められなかったであろう。こうした林野関係政治家と官僚の姿勢は、常に杣山山林と農民たちの生活との関わり、農民たちの生活向上、山林の保全などの視点から出発した謝花の「民地民木」の思想と鋭い対照をなしていると言わなければならないであろう。こうして、現行憲法に規定された「国民主権」にもとづいて、我が国の国有林の一部を「国民の財産」として実質化する絶好の機会が失われることになった。返すがえすも残念なことである。

(3) 経済の高度成長期—「拡大造林」と外材依存の時代

① 「拡大造林」政策への転換

しかし、敗戦前の伐採跡地への植林を完了した1956年頃からわが国は経済の高度成長期を迎え、年率10%を超える経済成長を達成する。翌年に「新長期経済計画」が打ち出され、60年代に入ると「国民所得倍増計画」「全国総合開発計画」などが次々と発表される。そして70年代には田中角栄内閣の日本列島改造論が喧伝され、交通ネットワークが全国に広がり、産業開発が地方都市に拡大して国土開発がさらに大規模に全国的に推進されるようになる。この時期は、経済成長と符合して木材需要が急速に拡大し、これに応じて木材も高騰を続ける時代であった。こうした経済の高度成長政策と急激に強まる木材需要に対応して、国有林事業にも大きな転換が迫られ、それまでは上記のように一定の限度内で行われていた国有林の伐採にかんする考え方と伐採方式が大きく変化していく。それは、上記の制限を取り払い、それまでの造林政策を転換していっそう強力な「拡大造林」政策へと突き進むというやり方であった。この政策がわが国の森林に測り知れない打撃を与えることになった。

すでに触れたように、「拡大造林」政策は、1957年の「国有林生産力増強計画」、そして翌年の「国有林野経営規定」と「木材増産計画」にもとづいて進められた森林伐採政策である。その基本は、伐採にかんする制限を設けたこれまでのたんなる造林とは異なって、つまり樹木の実際に成長した量を伐採するのではなく、現時点で予想される「見込成長量」にもとづいて伐採を行うことを認めるというものであった。これは、森林の保続原則、すなわち木材の成長と伐採・消費との均衡を維持するという原則を破壊し、過伐、つまり樹木の成長量を超えて伐採を行い、森林の切りすぎを公然化する、木材生産主義の立場に立つ悪しき政策であった。これによって、1970年代初頭まで木材の自然成長量のおよそ2倍から3倍が伐採された。そのなりふり構わぬもうけ主義は、高性能の大型重機を使用して奥地や急傾斜地にまで林道やスーパー林道を建設し⁽²¹⁾、これまで手が届かなかった奥地林、大切に保存されてきた原生林や天然林、優良林や美林にまで伐採対象を広げた。さらにこれまで建築用材としては不向きとされてきたブナやナラなどの広葉樹をも、業界の要請に応じて、紙・パルプ原料として大量に伐採するようになった。

1962年の「森林法」の改正によって、それまで行われていた普通林の伐採許可制度は撤廃されて届け出制となっただけでなく、天然林の伐採方式は、それ以前の伐採方式が択伐、すなわち森

林の一部の良材を選んで伐採するやり方であったのを、大面積を皆伐するというやり方に改められた。さらにその跡地に、森林生態系を考慮することなく、優良建築材料となるスギ、ヒノキ、成長の早いカラマツなどの針葉樹の一樹種を植林した。これは「一斉単純人工造林」と呼ばれる。しかも、これまでは伐採跡地への植林が義務付けられていたが、この義務化も撤廃された。1964年に制定された「林業基本法」は林産物の生産、その需要と供給の見通しを最優先課題とし、これに森林の保続原則と国土保全をめざした「森林法」が従属することになった。その結果引き起こされたのは第一に、森林資源の大量消費であり、1970年代中頃には国有林の利用可能な森林資源はほとんど消費しつくしてしまった⁽²²⁾。そして、第二に自然環境の大規模な破壊であり、さらに森林生態系に対する測り知れない悪影響である。第三に、大面積皆伐の跡地に植林しなくてもよいという事態を許したことは、国土保全をおろそかにしたも同然であった。天然林・原生林を人工造林へと改変すること自体、それまでの国土保全機能を著しく劣化させることに直結する。国土保全能力からみれば、人工林よりも天然林・原生林の方がはるかに高いからである。そして伐採跡地への植林の放棄は、自然災害の歯止めとなるどころか、その激甚化の引き金となることになった。

こうした濫伐と自然生態系の大規模な破壊の結果、財政面では国有林野事業は戦後唯一の黄金時代といっても過言ではないような活況を呈し、黒字続きの中、例えば1974年には1576億円の黒字を記録し、その利益は、独立採算制であるにもかかわらず、一般会計へと繰り入れられ、一般会計が負担すべき出資金等を肩代わりするなどの事態となった。しかし、こうした活況も一時的なものであり、林政の基本と森林生態系を無視したこれらの仕方によってやがてそのツケが回ってくる。

②外材依存体制の成立と国内林業の衰退の始まり

こうした「拡大造林」政策の一方では、増大する木材需要と木材供給とのアンバランス、高騰する木材価格という難題に対処しようとする財界と大企業の要請に応え、安価な外材の大量輸入の政策が開始される。フィリピンからラワン材が初めて輸入されたのは1948年であったが、朝鮮戦争特需を挟んで米国丸太材と製材の輸入が自由化され、国内森林の緊急増伐と外材の緊急輸入の措置が同時並行的に進められた。1961(昭和36)年「木材価格安定緊急対策」が閣議決定されて外材を緊急輸入する方向に舵が切られ、我が国の貿易と海外投資とも相まって外材輸入率は急激に増大し、それとともに木材の自給率が急激に落ち込んでいく。当然、国産材は価格の安い外材に押されて需要が激減し、これが国内林業の衰退と木材生産の減少をもたらす引き金となった⁽²³⁾。輸入外材は1959年には我が国の全木材供給量のおよそ10%を占めるに過ぎなかったが、その後増加の一途をたどる。1960(昭和35)年の木材のうち用材自給率は86.7%であったが、1980(昭和55)年には31.7%に落ち込み、1988(昭和63)年には29.2%、2002(平成14)年には最低の18.8%にまで減少した⁽²⁴⁾。

安価な外材の輸入に頼るといことは、第一に木材生産にかかわる国内の地域産業を軽視し、

その育成を省みないという安易で危険な林政政策を意味する。第二に、木材消費が東南アジアをはじめとする発展途上国の安易な森林資源のダンピング的な切り売りに無秩序に依存することを意味する⁽²⁵⁾。これは世界的な森林資源の減少と環境問題への悪影響とに我が国が加担していることにほかならない。日本の輸入外材への依存は、自国で木材生産を減らして発展途上国の森林を消費し、熱帯地方の森林の乱伐、自然環境のダンピングを加速させたことで国際的な非難を浴びることになった⁽²⁶⁾。その後、東南アジア諸国でラワン材などの輸出制限措置が講じられたり、国内で間伐材の加工技術が改良されたこともあって、現在我が国の木材輸入先はアメリカ、カナダ、ロシア、北欧などの順となっている。現在は、木材自給率はやや回復し、2019（令和元年）には37.8%になっている⁽²⁷⁾。

③リゾート法による国土と国有林の乱開発

日本経済は1950年代末から高度経済成長期を迎え、年率10%を超える経済成長を続けたが、この経済の高度成長による余剰利益の蓄積は、広範な林野を農業や工業の基地などへと転換するとともに、これを住宅用地、さらにはレジャー用地として開発することへと向けられた。それは、日本の国際貿易収支の黒字が国際的な非難を浴び、これをかわすために、政府が輸出依存の経済構造を改め、公共事業の拡大などの政策転換を行って内需拡大をめざすことでもあった。それは、工業を中心とする産業のための投資を最優先として、そのためには国土とその自然環境を乱開発し、農山村の荒廃をもたらしても構わないとする、生産至上主義の考え方に貫かれていた。こうした財界の意向を支えたのが、1987年に制定された「国有林野事業改善特別措置法」とこれにもとづく「国有林野事業の改善に関する計画」の策定であり、いわゆる「民営化」路線の提起であった。これは、「民活」と称して、国有林の中に民間事業を積極的に導入し、これを国有林の主要な事業とし、それによって利用収入を得るという内容を持ち、下手をすると国有林事業の解体につながりかねないものであった。さらにそれは、効率主義の立場に立ち、林野庁が直接に経営管理すべき国有林野事業の多くの部分を減らして森林組合や民間に請け負わせるという責任放棄の路線でもあった。その具体化が同年2月に開始された「ヒューマン・グリーン・プラン」と同年5月に制定された「リゾート法」であり、しかもこれらを作成するにあたって当時の環境庁は蚊帳の外に置かれた。

「ヒューマン・グリーン・プラン」は、「森林空間総合利用整備事業の実施について」という林野庁長官の通達にもとづくプランであり、こともあろうに国有林内に野外スポーツ施設としてゴルフ場、総合運動場、テニスコート、スキー場などのリゾート施設を、それも民間の資本を導入し、民間主導で行うという構想である。「リゾート法」とは「総合保養地域整備法」のことを指すが、このふたつのプランと法が連動して、国有林野や国立公園の中ですらリゾート開発を行うとするものであった。またそれは、スキー場、ゴルフ場などのほか、レジャーランド、別荘地などの開発をも伴っており、これもまた森林と山林の消失を代償として求めるものであった。そして、自然景勝地への観光産業の進出は、山岳地帯に多くの観光道路とスーパー林道を建設して、山奥の

貴重な自然をも大規模に破壊することになった。「国民の財産」である森林を守るべき林野庁は、林産物収入をあげるために国有林を切り売りしたうえに、森林の「公益的機能」の解釈を悪用し、国有林の中にゴルフ場やリゾート観光開発を持ち込んで貸し付けを行うまでに、もうけ主義をエスカレートさせた。こうした乱開発には各種の規制緩和と税法上の優遇措置が設けられ、地方公共団体もまた相当の出費をして民間企業のリゾート開発に力を貸した。開発の対象となる地域が保安林に指定されている場合、この解除手続きをしなくても知事の権限で一定の開発ができるようにしたことも乱開発を促進することになった。森林の「公益的機能の重視」という名目のもとに進められたこうしたやり方は環境庁や自然保護団体からの指弾と批判を浴びたが、こうした動きにやっと歯止めがかけられたのは、バブル経済が破綻してからのことであった⁽²⁸⁾。こうした事態は、政府・林野庁がお膳立てをして「国民の財産」であるはずの国有林を財界や観光産業資本のために提供したことを意味する。それは、「国民の財産」が、国民の同意なしに、林野庁と政財界の都合と利益のために利用されたということにほかならない。

(4) 独立採算制の破綻と林業の低成長の時代

①農山村をめぐる状況の変化

日本の戦後の林業をめぐるのは、国内外にさまざまな状況の変化があった。かつて「入会地」を共同管理していた農民たちは「入会地」の山林から下草を刈って堆肥を作り、これを農業に利用していたが、これがやがて化学肥料に置き換えられていき、彼らが使用・供給していた薪炭などはその大部分が石油・ガスなどのエネルギー資源へと置き換えられていった。つまり、「燃料革命」または「エネルギー革命」の到来であった。また住宅は、木造からコンクリートやさまざまな化学製品に置き換えられ、必要な木材には安価な輸入外材が多用された。さらに、少子高齢化社会の到来は、後継者不足に悩む農村と林業とを直撃し、これまで森林と水田とのいわばバッファゾーンを形成してきた里山の崩壊に拍車をかけ、地域社会が危機にさらされている。これらの現象と林業の衰退とが相乗作用を起こしていると言わなければならない。つまり、日本経済の高度成長は、工業開発を優先して進められ、そのための大量の労働力を必要としたが、その労働力は農山村から供給された。つまり、それは農山村における人口減少とそれゆえの農山村の荒廃、零細農家と零細林家の没落という代価と犠牲を払って行われたのである。里山の崩壊がいかなる結果をもたらすかを明確に示したのが、東日本大地震による福島原発の爆発事故で村人が里山からの避難と移住を余儀なくされた結果、畑と水田の荒廃に加えて野性獣が繁殖・跋扈する山村の事例である。

②独立採算制の破綻

輸入外材への依存とこうした様々な要因と状況の変化に押されて、国有林の木材供給量は1970年から2004年までの34年間に5分の1にまで減少し、そして「独立採算」制のために毎年赤字が発生して、これが年度を追うごとに累積していった。2度にわたる石油危機は住宅不況をもたら

し、木材需要の減少を招いた。これらの要因のために1975年から国有林野事業の財務状況は悪化の一途をたどり、その累積赤字は3兆8000億円にまで膨れ上がった。そこで、1976年には財政投融资資金を投入して、内閣は3兆8000億円の累積赤字を減らすために、1997年になってようやく「独立採算」制を止めて、林野庁予算を特別会計に移行させ、累積赤字のうち2兆8000億円を一般会計から補填し、残り1兆円を自力返済することを閣議決定したが、思うような返済が出来ず、債務赤字は再び増加に転じた。先に述べた「民営路線」の実施によって事態は好転することがなく、残ったのは国有林の破壊または荒廃でしかなかった。これらの事実は、林野庁によって国有林経営が木材生産によって収益をあげる経営体だと位置づけられたことが完全に破綻したことを意味するであろう。本質的に企業会計制度にほかならない独立採算制という悪しき制度は、すでに少し触れたように、2012度に完全に破綻し、2013年に特別会計制度そのものが廃止されるまで続いたが、それがわが国の国有林に及ぼした悪影響には測り知れぬほど大きいものがある。

③偽りの「公益重視」と資産売却

こうした財政悪化をうけて林政改革を意図して林政審議会答申が出された。そこでは、改革の基本的考え方として、国有林を国民の共通財産にし、「国民の参加」により「国民のために」経営管理し、名実ともに「国民の森」とすることが謳われ、国有林経営の重点をこれまでの林産物供給から「公益機能重視」、すなわち国土、水源、生物多様性の保全などの機能の重視へと転換することを提言した。しかし他方では、事業は全面的民間委託とし、独立採算制企業特別会計制度を廃止して、一般会計繰り入れを前提とした特別会計へ移行するとともに、返還可能な債務については資産売り払いで償還することなども盛り込まれた。その結果、国有の林野、土地、土石、庁舎などの資産の売却は、1978年から始まり、1986年のピークをへて、1995年度までの間に合計8813億円にも達した。林野が「原則堅持林野」と「処分対象林野」とに区分され、国土保全や保健休養を目的とする「原則堅持林野」であっても「処分の特例」を設けて「公共」および「森林の公益的機能」のために提供することを口実に、第三セクターを含む地方公共団体などのリゾート開発に向けてその処分を可能とする方針が決められている⁽²⁹⁾。

それは、「公益重視」や「国民の参加」「国民のために」「国民の森」とは名ばかりであって、国有林を基本的には財界へと奉仕させるものであることは明白である。それは、「国民」に名を借りた産業資本と大企業の利益を優先して、国有林をそのために利用させるという内容を含んでいたがゆえに、謝花が主張したような「民地民木」とは全く異質のものであった。それは、累積赤字の低減のみを目的とし、生産活動を軽視したうえに、人員整理と事業の民間委託、そして資産の売却などによってさらなる森林荒廃を招くものであったことがすぐ後に明らかとなる。だが、こうした方向性もまたバブル経済の破綻とともにその多くが挫折を余儀なくされた。

④「拡大人工造林」から「天然更新」への転換、人員削減と国土保全管理責任の放棄

独立採算制のもとでの赤字減らしの政策がさらに進められ、1973年度からそれまでの「拡大人工造林」から「天然更新」への転換が行われた。「天然更新」とは、広葉樹林の伐採跡地に全く人

手を加えずに、伐採対象とされた親木が残した種子が自然に発芽・成長するようになることである。すでに論じたように、「拡大人工造林」とは伐採跡地に金になり成長の早い樹種を植林する施業方法であったが、これに代わる「天然更新」の方法とは、伐採跡地には何も施業せず、自然の成り行きに任せるといふものであるから、造林の完全な放棄ないし放置を意味する。これは究極の金をかけない、植林の手抜きというよりも、造林の放棄というべきであろう。こうした伐採跡地の「天然更新」という名の放置は、もちろん国土保全の手抜きと自然災害の助長をも意味する。

累積赤字を減らすために林野庁が行った残る施策は、林野庁の組織・機構を縮小して再編成することであった。かつて14局あった営林局（現在の森林管理局）が統廃合によって7局に縮小され、かつて営林署と呼ばれた森林管理署は1978年度には全国で351あったが、2014年度までには98に減少した。これと関連して人員の削減も進行し、例えば、国有林野事業の職員数は1978年度には定員内職員と定員外職員の両方を合わせて6万5千人であったが、そのあと減少に転じ、2005年度には何と7000人にまで削減された。しかし、人員を削減し人件費を減らすということとは、例えば国有林に手入れをする保守作業の要員を減らすということであり、結局は国有林の保守管理を手抜きすることで国有林を荒廃に導き、国有林の本来の役割の大きな部分である国土保全の機能をもないがしろにするということでもある。

言うまでもなく人工林は、沖縄の柚山が典型的であるように、人と山林との関係を欠かすことが出来ない。人工林を維持するためにはさまざまな保守作業が必要である。これらの作業の主なものは、伐採跡地への植林、下草刈り、生育の良くない樹木の除伐、無節材を作るための枝払い（枝打ち）、間伐、一定面積の皆伐（主伐）などであり、健全で優良な木材を生産し国土保全にもつながるこれらの作業は、人工林を維持するためには欠かすことが出来ない。例えば、間伐や下草刈りや枝打ちを行わなければ、いわゆる「もやし林」となって、木材としては価値を減少させるだけでなく、大量の降雨や地震などに対して国土を保全する機能をも減退させる。間伐という作業にかんしていえば、森林学者が指摘するように、密生しすぎている森林に間伐を施すことで、林内に陽光が差し込んで、成長の良い樹木をさらに成長させるだけではなくて、多くの類の下草をも繁茂させる。そうすることで、ミミズやバクテリアが増殖して、下草や落葉を分解し、土壌の保水能力を高め、集中豪雨のさいには雨水と土壌の流出を食い止める⁽³⁰⁾。また、下草が十分に生育していれば、集中豪雨などから樹木の根を保護し、森林の劣化を防いで、倒木や山崩れを防止す



写真1 釧路湿原固有地の皆伐地

る。これとは反対に、間伐がなされず陽光がほとんど入らない森林では林内に下草が全く生育せず、土壌流出の危険が高まる。また、疎林で下草刈りを怠ってササなどの下草が繁茂しすぎる状態が続けば、降雨時に水分が土中に浸透せずに一気に谷川などに流れこんでこれが洪水の引き金となる。要するに、手入れが適切になされない山林では土壌の流出を抑止できず、これが自然災害を激化させるのである。こういう状態に加えて、奥地の未利用の山林を伐採するために、山林の急傾斜地に大型重機を用いて無理に林道を建設したりすれば、集中豪雨などの自然災害がさらに激甚化することになる。こうなると、それは自然災害を通り越して、人災となる。

だから、経費節約のために山林の保守作業のための要員を減らし、手入れを手抜きすることは、集中豪雨などの被害を激化させるのである。最近是我が国でも、記録的な集中豪雨によって土砂崩れなどの被害が増加しているが、これは、気候変動による早魃と大雨の頻発だけではなく、これに森林の荒廃が加わって、被害を大きくしている可能性が高いことに注意すべきである⁽³¹⁾。大規模な自然災害とは、純粋に自然現象によって生じるだけなのではなく、これに、こうした森林と国土の保全のための努力と責任の放棄、つまり人災が重なり合って、その災害の規模を大きくしているのである。新聞報道によれば、林野庁は、木材の自給率の低さに対する批判をかわそうとして、国有林のみならず民有林にたいしても皆伐を勧めているというが、こうしたやり方は国土百年の計をないがしろにする悪政にほかならないであろう。林水産省設置法第30条には「森林の保続培養，林産物の安定供給の確保，林業の発展，林業者の福祉の増進及び国有林野事業の適切な運営を図る」と規定されているにも拘らず、現在林野行政は口先では「森林の公益的機能」や「国民の森林」を語りながら、その実は林野行政の独立法人化の構想によって木材生産と地域経済の振興を放棄し、赤字減らしを理由に人員を削減、国有林に必要な保護・育成・植林・手入れなどをほとんど民間に委託し、国土保全の責任までも投げ捨てようとしているかのようなのである。さすがに、閣議決定で提起された林野庁の独立法人化はその後の閣議決定で凍結されたものの、現在の林野行政に本来の国有林管理を期待できない時代になりつつある⁽³²⁾。

だから、森林科学者である野口俊邦氏の指摘によれば、「国民の共有財産であり、信託財である国有林を『国有林野事業改善特別措置法』なる法の名の下で完全に私物化し、荒廃と解体に追い込んだ大胆かつ犯罪的行為は、断じて許されるものではなく、政府、大蔵、林野官僚等の責任は決して免れえないであろう。」⁽³³⁾ この指摘は、きわめて厳しい言葉ではあるが、戦後のわが国の森林行政が続けてきた悪弊の核心を衝くとともに、我が国の国有林の危機的状況に警鐘を鳴らすものとして、国有林に何らかのかたちで関わるすべての人々の胸に刻むべき言葉であろう。

(5) 「官地官木」の帰結の象徴としての「緑資源幹線林道」問題と「緑資源機構」談合汚職事件

林野庁が国有林を私物化したと見られる象徴的な事件として、私が少々関わったことがある「緑資源幹線林道」（旧「大規模林道」）問題を取り上げてみよう。

「緑資源幹線林道」とは、林野庁の外郭団体である独立法人「緑資源機構」の前身である旧「森林開発公団」が、日本経済の高度成長期に計画された「新全国総合開発計画」の中の「大規模林業圏開発計画」にもとづいて立案された「大規模林道」を請け負い、建設を継承したもので、原則として幅員7メートル、普通のバスがすれ違うことのできる二車線の安っぽい舗装道路である。これを全国7地域の、一部国立公園や国定公園をも含む国有林の中に建設しようというのである。北海道庁ではこの計画をうけて、5本の「大規模林道」が立案され、そのうち2本は消滅したが、残りの3本、すなわち①平取―えりも線(110km)、②滝雄―厚和線(67.5km)、③置戸―雄別線(86km)は着工されて途中まで建設が進められた。決して普通の意味での林道とは言えずむしろ観光道路のような道路を、なぜヒグマが出没するような国有林の中に建設する必要があるのか。北海道林務部が1974(昭和49)年に公表した計画書には、「高生産性林業の確立と森林のもつ公益的機能の充実をはかるために計画的、重点的に林業施策を展開し、地域林業の健全な発展に資そうとする」と書かれていたが、それだけではなかった。この計画では、大規模林道は観光道路に転用し、これを①幌尻岳エリア、②奥日高エリア、③金山湖エリア、④東大雪エリア、⑤津別町のチミケップエリアの五つの地域に計画された「森林レクリエーション」(駐車場、キャンプ場、林間学校、山小屋、サイクリング林道などを含む)と結合されて、さらに大規模な観光開発計画事業と連動することになっていた。北海道では、上記の三路線の大規模林道の総事業費1084億円のうちのおよそ2割の208億円を負担することが決められた⁽³⁴⁾。



写真2 道道平取・えりも線の崩壊地

この大規模林道建設の問題点はすでに明らかであろう。第一に、この建設計画が意図するのは、国有林の「公益的機能」と言いながら、国有林の中に「森林レクリエーション」の基地を作ることであり大規模観光開発を行うことであるから、大企業と共同して国有林をもうけの対象と見なしている。第二に、「公益」とは何かを明示することなく、これをもっぱら大規模観光開発を行うことと見なしており、大企業の利益のみを優先し、国民の側の利益を考慮していない。第三に、この開発が大規模林道建設とレジャー産業の国有林への持ち込みで森林環境に大きな負荷をかけ、森林の環境と生態系の破壊につながることを全く考慮に入れていない。第四に、わが国の林業は1970年代後半にはすでに極度の不振に陥っており、林業減産の方向に向けて舵を切っていたので、「高生産性林業の確立」や「地域林業の健全な発展」を謳い文句に掲げているのはきわめて時代錯

誤的である。第五に、この計画は「地域林業の健全な発展に資」するどころか、北海道の場合、総事業経費の2割を負担することになるから、この諷い文句とは正反対に地域に大きな財政負担を強いることになり、むしろ地域経済を強く圧迫するものである。以上の主な理由から、この事業は森林環境を破壊する全く無駄な公共事業だと断定せざるをえないのであった⁽³⁵⁾。実際に、この事業は自然破壊と地域財政の過重負担、そして以下に述べる事件のために、中止せざるをえないことになったのである。

この事件とは、林野庁と「緑資源機構」に関連して発生した談合事件であって、林野庁とその関連諸団体とのもたれあいの本質を象徴的に表すものとして、決して見過ごすわけにはいかない。熊本県の大規模林道「菊地・人吉線」建設工事の最中の2007年5月、東京地検特捜部は「緑資源機構」理事と林道工事受注側の法人関係者6人を逮捕し、関連機関の強制捜査に乗り出した。彼らの逮捕は独占禁止法違反容疑で公正取引委員会が告発したのを受けたものであった。この容疑は、上記の林道にかんして大規模林道の建設者である「緑資源機構」が自らの意向に沿う受注予定業者との間であらかじめ工事価格について合意し、この合意によって受注業者を選ぶという典型的な「官製談合」にかかわるものであった。しかし、この事件はたんなる談合に留まることなく、「緑資源機構」から工事を受注する特定森林地域協議会とその政治団体である特定森林懇話会が当時の農林水産大臣である松岡利勝らに政治献金を行っていた疑惑に及んでいた。「緑資源機構」は林野庁の外郭団体であり、例えば同機構にはその前身である森林開発公団の時代から合わせて実に6名の林野庁長官が同機構理事長に天下りしていた。農林水産省自体が林野庁や同機構OBの天下りを受けた企業を優遇することで相互利益を得るという仕組みが存在していたのである。地検特捜部の捜査が迫る中、松岡利勝の地元事務所関係者である損保代理店長が自殺し、現職の農林水産大臣である松岡が議員会館内で自殺したほか、同特捜部の捜査を受けていた元森林開発公団理事で同機構に強い影響力をもっていた人物が投身自殺をして、世間の耳目を騒がせた。そして翌年3月「緑資源機構」は廃止となり、同機構が行っていた林道と農用地との整備もまた廃止となったのである。だが、こうした関係者の自殺等のためにこうした利権の構造の真相解明は真になされないままにうやむやとなってしまう⁽³⁶⁾。

天下りについてはまだ解明すべき深刻な問題がある。先にふれたように、林野庁幹部の天下り先は「緑資源機構」やその受注法人・会社であったが、それだけではない。朝日新聞の報道によれば、例えば林野庁長官が「緑資源機構」やその前身の森林開発公団などの理事長へと天下りしたあと、さらに森林弘済会理事長へと天下る「ダブル天下り」が1985年以降三代続き、彼らが受け取った退職金を含む報酬は一人当たり1億数千万円に上るといふ。これでは、「国民の財産」である国有林を保全・維持するどころか、国民の手の届かないところで、自分たちや大企業・観光産業の利益のために国有林を利用し私物化していると言われても抗弁できないであろう。こうした談合と利権が生ずる機構と構造の根源がさらに追求され、打破されなければならないであろう。

一部の識者によって「林野庁の解体」が叫ばれている⁽³⁷⁾のもこうした事情があるからである。

そうだとすれば、林野庁とは別の組織を新設し、国民のための森林を展望しうる森林管理のシステムとそのための機構をあらたにつくる必要がある。現行の行政機構における林野庁の農林水産省の外部部局としての位置づけを根本的に変革する必要がある。我が国の森林を真に「国民のための森林」「国民の財産としての森林」にするには、「緑資源機構」談合事件から得た教訓をもとに、現在のような林野庁による「ノーチェックの通達行政」を廃止し、国民の代表の最高の会議体である国会で森林行政を議論しコントロールしうるように、森林行政の機構を変革すべきである。そのためには、林野庁を組織的に解体して環境省と連動した別組織を新設するか、あるいは少なくとも農林水産省の外部部局という機構を廃止するなどの抜本的な手立てを取る必要がある。

ところで、奈良原沖繩県知事が行った「杣山大規模開墾」の事業とは、杣山の開墾を有力資本・富裕者・旧特権階級などに許し、これに引き続く「杣山処分」によって杣山農民から杣山を官林化して取り上げるとともに、開墾を既成事実として、開墾された杣山の私有を有力資本・富裕者・旧特権階級などに認めるという内実をもつものであった。杣山は文字通り「山分け」されたのである。しかし、それだけではなくて、すでに論じたように、これには奈良原自身の利権、すなわち彼自身が杣山を私物化するという意図もまた絡んでいたし、事実彼の懐には杣山が転がり込んだ。そうだとすれば、これと、緑資源機構と大規模林道に関わる談合事件とは、「国民の財産」である森林を私物化したという点では、何ら異なるところがないと言わざるをえないであろう。「国民の財産」であるはずの国有林が一部政治家と高級官僚の私腹を肥やし、利権を生み出す道具と化したからである。問題は、こうした私物化を許す国家および官僚の機構と構造があり、これが明治以来持続的に維持されてきたことにあるのではないか。この機構と構造を打破しないかぎり、国民は「国民の財産」である国有林を自らの手に取り戻すことができないであろう。この事件は「官地官木」の立場の究極的な帰結を示すものである。それは、憲法上は国民の信託を受けて「国民の財産」を預かる立場であるはずの農水産省および林野庁に関係する政治家・高級官僚が、自らの立場を利用して国有林を道具とし、自然環境を破壊して自らの私腹を肥やした事件にほかならないからである。

「民地民木」をめぐる謝花昇の闘いは、「国民の財産」である森林を、利権を貪りこれを私物化する政治家や高級官僚たちから真に国民の手中に取り戻そうとする我々国民の運動と強く共鳴するものがある。そして、この意味においても謝花の「民地民木」論は現代においても決してその意義を失うことがないのである。「官地民木」という欺瞞によって偽装された「官地官木」論は、国有林の荒廃と国有林経営の破綻を帰結した。そしてそれは、その再建策として、新たな民間資本や「緑のオーナー」制度⁽³⁸⁾の導入に見られるような国民に税金と出資との二重の支出を求めるところにまで追い詰められた。これでは、「官地官木」が完全に敗北して、「官地民木」に助けを求めていると言ってよいのではないか。財界から提起された国有林再建案のなかにはかつて国有林経営を完全に民有化する提案もあった⁽³⁹⁾ほどである。そうすると、これは「官地官木」ど

ころか「官地民木」さえも超え出て、「民地民木」へと歩み入ることを示すのではないか。もちろんこれは、財界と大資本による国有林のいわば「山分け」を提案している点で、謝花の柚山農民の立場に立つ「民地民木」の思想とは根本的に異なるもの、全く異質のものである。だがこうした動きは、国有林の現在の苦境を何とか救おうとするための財界からの苦肉の策のひとつとして、明治政府と沖縄県庁がかつて圧殺した謝花の「民地民木」論が図らずもかたちを変えて再び登場せざるをえないことの一端を示すものではないであろうか。

(6) 現在の森林行政に求められるもの—市民的公共財としての森林

現在、世界的に見て、森林を取り巻く状況が地球的規模での気候変動やエネルギー危機とともに大きく変動し、我が国の森林と森林行政に求められるものも大きく変化しつつある。これを以下に要約的にまとめてみよう。

第一に、気候変動、とりわけ地球温暖化を抑止しうる二酸化炭素の吸収源、および乾燥化・砂漠化・早魃に対抗しうる水の供給源として、森林を保全し、森林生態系を維持することの重要性がますます認識されつつある⁽⁴⁰⁾。森林の樹木は、光合成によって地球温暖化の主要原因のひとつとされる二酸化炭素を吸収するとともに、生物にとって欠かすことのできない酸素と水分とを供給する。そして、森林の土壌は腐葉土の堆積などによって水分を保持する機能を持ち、水源涵養の役割をはたす。よく言われるが、水のあるところに樹木と森林が生育するのではない。ジョン・ミューアが言うように、森林があるから水もまた存在するのである⁽⁴¹⁾。それだけではない。森林は生物多様性の宝庫でもあり、地球規模の自然環境の安定化に果たす役割は絶大である。森林と森林生態系、その保護・管理は、地球環境問題とのかかわりで、近年ますますその「公益的機能」の重要性が再認識されている。国有林の「公益的機能」とは、国有林を政財界や観光産業の利益のために利用することではなくて、地球環境と国土保全、そして国民生活に役立つことでなければならない。赤字減少のために、国有林のうち天然林や保安林・水源涵養林などにまで伐採対象を広げることは、こうした「公益的機能」に背反する行為であり、厳に禁止されなければならない。一部識者が進言しているように、環境省と林野庁の管轄範囲を見直して、天然林と保全林の管理責任を林野庁の管轄から環境省のそれへと移し、とりわけ保全林の保守と維持に関わる予算を林野庁予算から切り離すことも検討すべきであろう。

第二に、気候変動と関係して、早魃や集中豪雨、土砂崩れなど、自然災害が多発化・大規模化している。これらに対応しうる国土と環境の保全を保証することが森林と林政に求められている。森林は、樹木が根を縦横に広げることによって、集中豪雨時の雨水を吸収するとともに、土壌浸食の防止、すなわち土壌の表層にある表層土の流出を防ぐという機能をそなえている。洪水と土壌流出を抑止する、いわゆる「緑のダム」⁽⁴²⁾の機能である。これには、皆伐や過伐ではなくて、森林の持続的発展を視野に入れた間伐・択伐・自伐が必要である。そして、伐採跡地への植林、天然林を保全するとともに国有林・民有林における人工林の十分な手入れ、これを行うための組

織と人員の確保などの施策がなくてはならない。急傾斜地に大型重機で無計画に林道を設置することを規制するなどの措置も重要である。国有林の保守のためにこれらの施策を実行するためには国民総生産の少なくとも1%程度の財政的措置を必要経費として計上することが不可欠である。また森林は、防風・防雪・防潮・防水害などの抑止効果をも有するから、地方公共団体はそのための森林の整備にも注力しなければならない。

第三に、東南アジアの発展途上国やアマゾンなどの熱帯雨林の伐採と破壊に手を貸すことなく、また輸入外材に依存しすぎない、自前での木材生産、すなわち50%程度の木材自給率を恒常的に維持する必要がある。言うまでもなく、木材資源は経済的価値をもち、過伐を避けて人工林を恒常的に維持する限り産出される再生可能な資源であって、この点でいずれ枯渇する可能性の大きい石油などの自然エネルギーとは異なっている。日本の文化は古来樹木によるところが大きく、以前と比べて比重が減少したとはいえ建築においても依然して一定の需要がある。最近ではコロナ禍の影響で輸入材が減少して国産スギ材などの需要が急増するという思わぬ事態が生じた。こうした需要に応えたり思わぬ緊急事態に備える意味でも、我が国の木の文化を守り育てる必要性からも、また世界の森林の急速な消滅という情勢を踏まえても、そしてたとえ森林の役割のうち近年木材生産の比重が急落しているとしても、一定の木材自給率を維持することはどうしても必要である。国産の丸太材を乾燥加工したり間伐材の加工のさいに新しい技術を導入するなどの技術革新を進めることで輸入外材に対抗するなどの対策が工夫されるべきである⁽⁴³⁾。

第四に、やがて訪れる石油・ガスなどの自然エネルギー資源の枯渇に備えて、石油代替エネルギーの供給源のひとつとして木質バイオマスへの需要が高まっている。これは、間伐材のほか、樹木伐採のさいに副次的に出る枝・葉、倒木や残置廃材、製材のさいに出る余剰材やおがくず、木造住宅の解体などのさいに生ずる建築廃材などの木材・木材関連資源を有効活用するもので、木質ペレットなどに加工して、直接燃料にしたり、発電に利用したりできるほか、バイオエタノールなどの製造にも利用することができる。これは、森林を持続的に維持する限り、恒常的に供給しうる再生可能な資源であり、炭酸ガスを吸収する樹木を利用するから基本的にカーボンニュートラルの原則に立つエネルギーである。森林の持続的利用はこうしたエネルギー需要に応えることができる⁽⁴⁴⁾。現在プラスチックによる地球的規模での海洋と環境の汚染が国際的な問題になっているが、脱プラスチックを促進するための木材および木質バイオマスの利用も需要を増している。

第五に、林業の衰退を食い止め、林業の持続的発展を展望するためには、国有林または民有林がある地域社会との連携、そして地域社会再生の施策との結合が必要である。そのためには、人口減少や過疎化に悩む農山村の活性化のための施策とタイアップすることが不可欠である。里山と里山に隣接する人工林は、山林と水田・畑地とのバッファゾーンとして、重要な意味をもつ。人口減少と後継者不足に悩む農山村は、都市と農村の分離、大都市への人口の一極集中によってさらに深刻な状況に追い込まれている。林業は農業とともに食や住を支える第一次産業として国

の支柱である。これらの第一次産業が衰退することは国家の危機を招来しかねない。林業の再生は農山村の再生とイコールであり、農山村の再生は地域社会の再生とイコールである。そのためには、都市部では「コンパクトシティ」⁽⁴⁵⁾の構想の下にSDGsを基調とした都市づくりを行うとともに、都市と農村との密接な交流を図りつつ、農山村で「内発的発展」⁽⁴⁶⁾の結果として例えば第六次産業化が実現できるような施策と公的な財政支援が必要である。林業にかんしても、何よりもまず、林業がある程度の収入と利益をもたらし、若者が林業を営むことで十分に暮らしていけるような仕組みを作らなければならない⁽⁴⁷⁾。そのためには、林業で町おこし・村おこしに成功している先進例に学びつつ、国と地方公共団体が過疎化に悩む農山村に抜本的な対策と支援を行うことが求められている。仮にもしも林野庁が赤字減らしを第一に考えて現在のように国土と環境保全のための国有林の保守を怠るような林政を変更しないのであれば、その保守・管理の責任や場合によっては国有林の所有権さえも市町村に移譲するなどの措置が必要になるであろう。だがそうになると、これは実質的に、現代の市町村に相当する、間切農民による杣山の所有と自主管理を主張した謝花昇の「民地民木」論の復活を意味することになりはしないであろうか。

第六に、森林の役割に占める木材生産と林産物生産の比重の低下に反比例して、近年急速に需要を高めているのが、保健休養と野外教育としての森林の役割である。これは、かつてのように、政財界と林野庁が結託し、「国有林の公益的機能」と称して国有林内にレジャー産業や観光リゾート基地を誘致・建設することではない。森林はその景観だけではなく、生態系が育む生物多様性と生物資源の宝庫であるがゆえに、国民と市民に多くの真の意味での「公益的機能」をもつ。それは、市民的リクリエーション、農山村滞在の体験学習、ハイキング、森林浴、自然観察、森林とその生態系の学習、そして森林生態系を維持することの意味と必要性の学習などの場を提供してくれる。欧米では、産業革命後早くから市民がこうした森林の「公益的機能」に注目してきたが、我が国もまたこうした森林の市民的な「公益的機能」と役割を評価し、これを享受する時代へと移行するに相違ない。

以上、現代に求められる森林と林政の新たな方向性にかんする私見を粗描した。我が国の林政がこうした方向性へと舵を切るためには、すでに破綻した国有林経営の林産物収入第一主義、そして赤字減らしを至上命令とすることで、国有林の荒廃と国土保全機能喪失を招いている経営方式を改めることが不可欠の課題となろう。そしてそのためには、林政をこれまでのように林野庁の手に委ねたままにしておくのでも、林野庁を独立法人化して完全民営化することで国有林を財界と大資本が山分けするのでもない、新しい方式が必要である。その方式とは、国の主権者を国民と定めた現行平和憲法にふさわしく、国有林を林野庁の持ち物とするのではなく、実質的に「国民の財産」「国民の持ち物」とし、「国民」の真の利益のために経営することを可能にする民主的機構の創出であり、国有林と林政にかかわる現行の基本組織と機構の変革であろう。そのためには、すでに述べたことを繰り返すが、一部識者の言うように「林野庁解体」とまでは言わないにしても、現在のように林野庁を農林省の外部団体に位置付けるやり方を改め、また林

野庁長官による「ノーチェックの通達行政」がまかり通るような行政方式を根本的に変革し、林野庁を少なくとも農林省の内部組織に位置づけ、二重天下りなどが生じないように監督するとともに、国有林の理念と林政の基本方向を国会でオープンに論議し、国民がこれに間接的な参加できる仕組みに改革すること、国有林の理念と経営にかんする議論を国民と国民の代表の場である国会の手に取り戻すこと、総じていえば森林行政にかんする民主化を遂行することが急務である。だから、塩谷弘康氏も次のように述べている。「このように、現行法制上、国民の共有財産たるべき国有林野は林野庁の企業的経営に供される国の私有財産であり、国有林野事業は国民の権利義務関係に直接影響を与えない非権力的行政作用としての位置づけしか与えられておらず、国民参加はおろか国会関与の機会さえ十分に保障されていない。国有林野の私物化と国有林野事業の反『国民的公共性』をもたらす最大かつ根本的な原因はまさにこの点にあると考えられるのである。」⁽⁴⁸⁾ 林野庁の諮問機関である林政審議会にも、これまでのようなお手盛りやガス抜きでないかたちで、国有林の諸問題を真剣に考え、林野庁に批判的な林学者・林業関係者をも参加させて、国民の声を林政に真に反映させることも重要な変革の一つである。

そうした状況が創出できて初めて、筒井迪夫氏が主張された次のような国有林の「民衆と結合した在り方」が真に可能となるであろう。「国有林のあり方が問われる現在、住民利用・管理を含めた施業案主義の新たな構築がはからねばならないであろう。『山と木と住民』が結合できるような広い内容と性格をもった施業案の確立が国有林の在り方を技術的に規定するものであろう。」⁽⁴⁹⁾ 「これからの林政が基本的に見据えねばならぬものは、『山と木と住民=人間』を結合する管理・経営の在り方の発見であり、技術の選択である。」⁽⁵⁰⁾

だが、私見によれば、こうした「山と木と住民=人間」の「結合」とは、本論が考察した、謝花昇の「民地民木」論がもともと先駆的また潜在的に含み込んでいた主張にほかならないのである。

第6章 「民地民木」にかんする謝花昇の思想の歴史的・現代的意義

すでに触れたように、謝花は沖縄県庁時代に柚山開墾事務取扱主任として柚山開墾を準備するにあたってあらかじめ国頭地方を調査し、その結果を報告書「国頭地方本部間切柚山の景況」に示している。彼はこの地方の柚山の山林が思った以上に荒廃していることに心を痛め、農民たちに山林の保護育成の重要性について論じている。謝花は、柚山の保護育成と農民たちの生活向上という基本的な考えの上に立っていたがゆえに、困窮士族と貧農の救済という目的を超えた、柚山の大規模開墾という奈良原知事側の政策と衝突し、そのために県庁を退職するに至った。さらに謝花は、沖縄の「土地整理」事業に絡んだ「柚山処分」、すなわち農民の生活の場であり生計の供給源でもあつ



写真3 『沖繩時論』第27号

た杣山を国有化する政策にも反対し、特に八重山地方の農民たちと連帯して抵抗闘争を続けた。その謝花昇の林政思想は、謝花らが結成した沖縄倶楽部の機関誌として発行した『沖縄時論』第34号に掲載された「杣山談片」の中に集約される。それはいわゆる「民地民木」論と呼ばれる考え方であった。その根底には、琉球王国以来王府のもとで杣山と呼ばれて、農民たちが自由に売買・譲渡などの処分をすることはできないが、自前または私費で保護・育成・管理使用または利用してきた山林は、まさしくそのことの故に、「土地整理」事業によって農民が使用して自由に収益を得ている百姓地などの農地が民有になるのだとすれば、これと同様に、同じ根拠を以て民有とされるべきだという論理⁽⁵¹⁾があった。謝花の「民地民木」論は、上記のふたつの短い報告と論説の中で展開されているにすぎないが、1894(明治27)年から1900(明治33)年にかけての歴史的時期においていくつかの点できわめて大きな歴史的意義をもっていたばかりか、現在にも十分に通用する先進的で重要な考え方を含んでいるように思われる。前章で論じたように、現代の国有林の荒廃と行き詰まりが、奈良原県知事側及び明治政府が謝花らの「民地民木」論を圧殺して強行した、「官地民木」論という欺瞞的装いの、実質は「官地官木」論の帰結でもあり、明治政府が沖縄においては杣山の、日本本土においては入会地としての山林を農民から収奪したというその強権的な政策が明確に破綻したことを示している以上、謝花らの「民地民木」論の意味が歴史的また現代的に問い直されなければならないであろう。

以下にこの謝花の「民地民木」論の歴史的意義と現代的意義とをまとめて、本論文の締め括りとしたい。

(1) 謝花昇の「民地民木」論の歴史的意義

謝花は、上記の「景況」報告の中で、杣山の農民たちにこう説諭したと書いている。「樹木の生長は遅きものにして、今必要が出来たからとて早速作らるるものにあらず。今の如く荒せば早晩薪炭、家作材等も他処より買入ざるべからず、斯なるときは非常な困難を来すものなり。又山が荒るれば田畑にも害を及ぼし又この渡久地港の如きも早く埋り船を泊することの出来ざる様になるが、貴君等もよく考へ子孫の困難せざる様、山の取締充分に行ふべしと説諭を加へたり。」「心得違ひせず充分山林を愛し樹木の作付けをなすべしと言へり。」⁽⁵²⁾ こうした言葉と論説「杣山談片」、そして杣山民有論にかかわる謝花の行動を総合すれば、彼の「民地民木」論の歴史的意義は以下の諸点にあると考えることができよう。

第一に、謝花は上記の「景況」報告文のなかで、短いながら、山林が荒廃すれば洪水などが起こって田畑も荒れることなり、海浜や港に土砂が堆積して船を停泊させることすら不可能になってしまうことに注意喚起している。このことは謝花が、杣山の荒廃が田畑のみならず河川と海浜にも甚大な悪影響を及ぼすこと、現代の言葉で言い換えれば、健全な山林の生育が河川と海に流入する土砂を食い止めて河川と海浜の生態系を保全するというメカニズム、そしてこうした生態系を維持することの大切さを十分に理解していたことを示している。謝花昇は、東京留学時代の

初期に東京山林学校で林学を専攻した者として、杣山を健全に維持することの生態学的大切さを十分に理解したうえで、ともすれば目先の利害に目を奪われやすい農民たちに学問的見地からこの自然生態系の仕組みを改めて説諭し、この生態系をそれ自体として保全することの重要性を説得しようとしたのであり、このことはこの歴史的時点ではきわめて先進的であった。1887(明治30)年前後の日本本土においても、今でいう自然生態系の重要性を、たんなる生活実感を超えて、ある程度学問的に理解したうえで、農民たちと連帯して行動した知識人は、足尾鉍毒反対闘争で著名な田中正造を除いては、きわめて稀であった。南方熊楠がいわゆる「神社合祀」反対運動の中でこうした生態系の理解を西洋流のエコロジーとして学問的に語るようになるのは1911(明治44)年からである⁽⁵³⁾。謝花にはこうしたエコロジーという用語法こそまだなかったにせよ、実質的にエコロジーの観点から杣山と農民たちとの関係性を理解しており、この点での謝花の先進性は明らかである。

第二に、謝花昇の思想と行動には一部に現代の自然保護および環境倫理学と共通する考え方が含まれている。例えば、先の報告文中の「子孫の困難せざる様、山の取締充分に行ふべし」という言葉には、現在の環境倫理学で主張される「世代間倫理」、すなわち次世代の子孫の代に悪影響が及ばないように生態系を保全するとともに、現在の生産と消費を節減するという倫理的考え方が表れている。苗を植えてから数十年以上の長期間を経過して初めて木材を生産・販売できるようになり、また十分な森林環境を創出し得ることを本質とする林業の場合にこそ、「子孫の困難せざる様」という「世代間倫理」の考え方がいっそう重要な課題となるが、これが明確に表明されている。また、「充分山林を愛し樹木の作付けをなすべし」という謝花の言葉には、山林をたんなる物質的利得の対象と見なすのではなく、その生育を愛情をもって接し見守るべきだという「愛林精神」さえも見出すことが出来ることにも注意しておきたい。これもまた、自然を客観的に科学の対象として見るだけではなく、また山林を利得の対象としてのみ見るのではなく、人間の生活に不可欠な構成部分として、それゆえに人間の共感や感情の対象としても見ることで、つまり自然に対して「科学者の精神」と「詩人の魂」の両方を不可欠の構成部分として求めるH・D・ソローやレイチェル・カーソンらの自然保護活動および環境倫理学の姿勢と一致する先駆的な理解である。

第三に、上記の言葉の中に明確に含まれているのは、杣山と農民の生活とが不可分に関係しており、杣山の森林生態系を健全に保続し杣山を保全することが杣山農民たちの生活に直結するという理解である。謝花は、農民たちは薪炭・下草肥料・生活材などの生活の糧を供給してくれる杣山なしには生活できないし、人工林として作られてきた杣山も農民たちの育成・植林・保護・管理などの活動なしには健全に保続しえないという相互補完的な関係も完全に理解していた。杣山を保護することはそこに暮らす農民たちの生活を守ることであり、農民たちの暮らしを守るとは同時に杣山を保護育成することである。天然林とは異なって人工林は人の手を不可欠とするのであって、杣山にとってもまた農民たちの存在が不可欠なのである。そして何よりもわれわれ

が注意すべきは、謝花がこうした杣山農民の生活が健全に維持されること、そしてこれが子孫代々にわたって継続されることを願う立場に立っていることである。これは「杣山談片」の冒頭の言葉「県下杣山官民有の利害得失は識者の考慮すべき緊要問題と存候。殊に国頭の如きは山林に抛り生計を営み居る処に於ては尚更の事に有之候」⁽⁵⁴⁾に明らかである。つまり、謝花は杣山の官民有区分の問題、すなわち「杣山処分」の問題を、山林の恵みなしには生きられない農民の生活との関連において、しかも第三者的ではなく、わが身の問題として受け止めているのである。謝花の「杣山談片」で展開された「杣山処分」の批判については、謝花は宮古島の代表者である西里松金および本村昌章らによる宮古島の杣山民有化にかんする県知事宛請願を踏まえて展開されていることは重要である。謝花の「杣山談片」は、彼らから詳しい情報の提供を受けるとともに、彼らのこうした請願活動に触発され、彼らから活動の相談に応じながら執筆されたものである。つまり、謝花の杣山の「民地民木」論は、沖縄農民の生活と直結した切実な要求に基づき、いわばその代弁として展開された、沖縄独自の思想と行動であった点に大きな社会的意義があろう。これは、わが国では田中正造の足尾銅山鉍毒反対闘争と並ぶ、先駆的な社会運動であった。

第四に、先の「景況報告」の中にすでに森林の保護管理の基本的な考え方が述べられている。樹木の成長は数十年という長期間を要するので今すぐに需要があったとしてもすぐには木材を供給できるわけではない、したがって森林の将来をかなり長いスパンで考えて将来木材で困窮することがないように計画的に樹木の作付けと保護に努めるべきだ、というのである。これは、言うまでもなく、将来世代の事を考え、樹木の成長量を超えて過剰伐採を行うべきではないという森林の管理と行政の基本を含意している。これは林政においては言わずもがなの当たり前のことに見える。しかし、先立つ諸章で検討したように、戦前・戦後から現在に至るまでのわが国の森林行政の変遷の中でこの当たり前の原則がいかに歪められおろそかにされてきたか、いかに林政が村民の生活の擁護を後回しにして木材生産と富国強兵・戦争遂行を第一にしてきたかを考えるならば、謝花が持続可能な林政の基本的出発点として素朴ながらこの原則を確信していた事実は極めて重要なことだと言わなければならない。

第五に、謝花は杣山と杣山農民の生活を守るという見地から杣山を国有林化することに反対したのだが、そのさいに情に訴えるのではなくて明確で論理的な分析と良識ある者であれば誰しも反駁しえない堅固な根拠のもとづいてこれを行っている。そして、その根拠づけが「所有」の概念を巡って「土地整理」事業と「杣山処分」とを対比し、これらの論理的不整合を鋭く突いており、これが個人的所有を基本としこの前提の上に課税を行うという「近代的所有」の考え方に再考を迫るという先進的な内容を含んでいたことにも注目すべきであろう。謝花は、「本縣の杣山は全く民有たるべき性質のもの」であることの根拠については、これが「従来慣行の事実如何」によって定められるものだとし、さらに「理論より所有の如何」を論ずる場合には「杣山が従来何人の手により如何に処分せられ何人が杣山を使用して収益を得しや」の二つの点から定められるべきだと主張した⁽⁵⁵⁾。「従来慣行の事実」と杣山の使用权・収益権については、本論においてすでに

解説したので、ここでは反復しない。問題は、沖縄の土地がきわめて少数の「仕明地」と呼ばれる私有地のほかは「総て国の土地を預りて耕作せし有様」であるが、それにもかかわらず、百姓地・村山野地・オエカ地など「従来村民有（ママ）が自由に処分し得る即ち売買植入、譲渡等の権能」を持たない土地であっても、村民が「其の土地を使用して自由に利益を得居たる義」のゆえに、今般の「土地整理」によって村民有とされるのだから、杣山もこれらの土地と同様に扱われ、民有とされるべきだ、と謝花が強調している点である。つまり、沖縄の農民は土地にかんしても杣山にかんしても一応「国の土地を預かりて」耕作や利用を行い、それゆえに土地と山林等を売買・譲渡するという権能を持たないが、これらを使用および利用して「自由に収益を得居る」点では同一である。それにもかかわらず、今回の「土地整理」事業によって一方では「仕明地」以外の土地が民有とされ、他方では杣山が国有とされたのは条理に合わない、杣山にかんしても「今般土地整理の結果も同一に帰着すべきは当然の条理に候」⁽⁵⁶⁾というのである。謝花の論法は、鋭く「土地整理」事業の矛盾を突いているだけにとどまらずに、杣山国有化の根拠を提示すべきことを暗に求め、国による杣山収奪の理不尽さを糾弾していると理解すべきであろう。この謝花の鋭い問いかけに対して、奈良原知事や俵孫一からの返答はなかったし、返答できるものでもなかったが、その本音は、杣山の国有化によってその材木は国や県の財産となり、高い経済的価値を持ち、売れば金になるということではなかった（御料林の創設目的がまさにそれである）であろう。この時代にも政治家の本音は公言することが出来ない性質のものであったのである。

第六に、謝花は、奈良原知事側や参事官俵孫一らの、「官地民木」論という仮面を被った実質「官地官木」論者の意図と欺瞞を正確に見抜き、その最悪のシナリオを予見していた。つまり彼は、杣山国有化の本質は農民から杣山を国有林として取り上げることであり、杣山農民の生活の糧を奪って彼らを困窮に追いやるのみならず、杣山の保護・管理をも彼らから取り上げ、結局は杣山の荒廃を招くであろうことをよく理解していた。そして謝花は、本土で生じていた山林払い下げによる利得獲得にかんする事件（特に野平事件）の情報にもとづいて、「杣山処分」の後にはいずれ沖縄でも国有林の囲い込みによって農民をこれから排除し、山林を民間の富裕者や資本家に払い下げて共に利益を得るという犯罪的な事態が起こりうることを明確に認識し予見していた。これは「杣山談片」の謝花の言葉、「彼等は沖縄の杣山を官有に処分しておき、官権を濫用して払下若くは貸付（林野法を見よ）等を名目として大いに得るところあらんとの奸謀の無之候哉」に端的に示されている。本土においても沖縄においても山林官有化の後にまさしく謝花が予見した通りの事態が生じたのである。このこともまた、「入会地」として共有・共用されていた林野の国有化に明確な反対を示さなかった本土の多くの林学者・林学関係者の態度と比較すれば、謝花の炯眼と先見の明を示している。

第七に、「杣山処分」とその国有化に反対するこうした謝花たちの運動は、沖縄という日本のひとつのフロンティアでの運動でありながら、フロンティアを超え出て、基本的な内容として明治政府が国家の財産として、国民が育成・利用・管理していた山林という財産を収奪しようとする

る基本政策に反対し抵抗したことを意味する。すでに述べたように、本土では「入会地」としての性格を色濃く残していた山林を、沖縄では農民たちが共有・共用していた杣山と呼ばれた山林を明治政府が時には強権的に国家の所有としたことは、その後の対外戦争政策遂行に必要なエネルギー資源を供給する支柱のひとつをなしていたから、謝花が明治政府のこうした基本政策に反対し抵抗したことは、明治政府の政策遂行全体に対してこれを否定したことを意味し、謝花本人の意図とは無関係に、ひいては明治政府の戦争遂行政策にも反対することを、少なくとも可能性としては含意していた。言い換えればそれは、謝花自身は言及していないにせよ、その思想と行動の内容から見れば、実質的に侵略戦争への反対をも含意するものであった。言い換えれば、もしも明治政府が民意に耳を傾け、地域と農民の生活を重んじて「入会地」と杣山の農民たちによる共有・共用の政策を採用するような政府であったならば、その後国を挙げての侵略的対外戦争遂行の方向に進むことはなかったであろう。また謝花の思想は潜在的に、入会地を御料林として召し上げることにも反対する内容を持っていた。これらの面からも謝花の思想と行動を再評価する必要があるように思われる。

第八に、謝花のこうした杣山大規模開墾と「杣山処分」に反対する闘いは、沖縄における県民の選挙権の獲得、奈良原知事の暴政にたいする糾弾、共済金問題にかかわる彼の金銭流用疑惑、彼の県知事からの罷免要求などと結合して行われ、しかもこれが憲政党の議員や閣僚、田中正造らの自由民権運動の活動家たちに訴え、彼らの協力を得ながら行われたことの意義はきわめて大きい。つまり、それは沖縄のみならず、広く我が国の自由民権運動の一環として行われたのであって、このことの意義も決して見逃すわけにはいかない。当時、自由民権運動の盛り上がりによって、官権の弾圧にもかかわらず、ようやくして1889（明治22）年に大日本帝国憲法が發布され、翌年には最初の衆議院選挙が行われて国会が開設された。こうした過程の中で、自由党の黨員・幹部たちも政府との政治的妥協を余儀なくされ、1900（明治33）年には自由党は立憲民主党へと改組され、解党した。謝花らの運動は確かに敗北した。しかし、それは我が国の自由民権運動がフロンティアから本土へと国民に投げかけた最後の火花であり、最後の輝きであったといえよう。

(2) 謝花の「民地民木」論の現代的意義

謝花の「民地民木」論は、杣山の国有化に反対し、杣山を生活の糧として守り育ててきた「間切」の杣山農民たちの共同の所有に帰することを主張し、また地域社会における山林と山村の村民との不可分の関係を維持しようとするものであった。そしてそれは、たんに明治期の沖縄県における自由民権運動の一環という歴史的意義を担っているだけにはとどまらず、今日のわが国の森林と林政の問題にとってもなお有効な思想的射程と現代的意義とをもっているように思われる。我が国の現在の国有林の危機が、この謝花たちの「民地民木」論を圧殺して強行された実質的な「官地官木」論の破綻をその帰結として示しているとすれば、謝花たちの「民地民木」論に立ち戻って、そこから多くの教訓と現在の国有林の危機を打開し得る方向性とを学びなおすこ

とが出来るように思われる。こうした視点から謝花の「民地民木」論の思想的射程と現代的意義をまとめるとすれば、以下のようになるであろう。

第一に、謝花の「民地民木」論は、柚山農民たちが植林・管理・保全してきた柚山を農民たちから取り上げることに抵抗し、これを農民たちの所有に帰するとともに、柚山の利用権をも彼らに保証すべきだという内容を含んでいるから、「主権在民」に通じる思想を根底に含んでいる。そしてそれは、明治政府が農民・村民たちから収奪した国有林を何らかのかたちで国民の手に取り戻すという要求にも内的につながる思想であるし、謝花の思想と行動が直接のきっかけを与えたものではないにせよ、実際に太平洋戦争後の復興期に東北を中心に盛り上がりを見せた「国有林解放」の運動につながったものである。これは謝花の「民地民木」論が、現代のわが国の林野行政または森林管理の問題にまで射程が及ぶような内容上の意味をもっていたということにほかならない。

太平洋戦争の敗戦によってわが国は、欽定であり天皇主権であった明治憲法を廃して、「国民主権」と「平和」「戦争放棄」を旨とする新憲法をいただくに至ったが、このことは、この新憲法に明記された「国民主権」という原理原則が、わが国の国有の林野と山林の所有者が国家でも天皇でもなくて、「国民」であることを宣言したことを意味する。新憲法に明記された「国民主権」という原則は、国有林が主権者である国民の基本的財産であることを論理的に内包しており、このことは同時に国有林が現在のように林野庁の占有物のごときのものであってはならないことをも意味している。謝花らの「民地民木」論は、明治憲法の枠組みを超えて、柚山とそこの山林とが民衆の所有に帰すべきであることを宣言するものであったから、半世紀近くも遡るこの時代にあって現行憲法の「主権在民」と同一の内容を具体的に主張しているがゆえに、時代を超えてきわめて先進的であり、画期的なものであったと評価することができよう。それは現代にも生きる思想である。

明治政府の、こうした農民と村民の生活と山林の保護育成とを省みずに、国権を発動して権力的に彼らから山林を収奪し、政府と財界と林野官僚が利害を一にして国有林を「財産」として利用したその結果が現在の「国有林の荒廃と危機」を惹起しているとすれば、国有林を日本国憲法の精神にふさわしく、現在の林野行政を一定程度改めて国有林を「国民の財産」へと改変し、この国有林の危機と荒廃に対処し「国民の財産」を守るべき組織体制へと変革することが急務ではないか。すでに展開したように、現在の国有林は、あたかも林野庁の財産であるかのように機能し、憲法による「国民主権」「主権在民」の精神にふさわしく、主権者である「国民の財産」とはなっていない。日本の林政が林野庁のいわば「ノーチェックの通達行政」に委ねられ、国民の代表の集議体である国会の審議を通さずに運営される仕組みになっているとすれば、日本国民の基本財産である国有林にかかわる森林行政を国会の場と国民の手に取り戻すことは、最も重要な課題である。そのためには、林野庁の「解体」とはいかないまでも、抜本的な組織と機構の改革が必要である。例えば、林野庁が農林省の外部機構として位置けられている仕組みにメスを入れ

て、これを少なくとも農林省の内部部局とするなどの官僚組織の改革が急務である。そして、そのうえで林業政策を国民の代表が結集する国会の場で議論する仕組みを構築し、また林政審議会などの人選も、林野庁のお手盛の任命によって行うのではなくて実際に林業に関わる国民の声を反映させるシステムに改変することが不可欠である。また、現在森林の役割に大きな変更が迫られていることを考慮し、林野庁や環境省などの省庁の間で役割分担を見直すことも必要である。例えば、もしも国有林の機能が①人工林に十分な手入れを行って森林の健全な環境と森林生態系を維持する公益的機能、②森林環境に配慮しつつも、外材に依存しすぎずに、国産木材の持続的・安定的供給を行う経済的機能、③天然林・貴重林・保安林などを維持・保護する国土保全機能、④国有林に近接する地域の産業振興に役立つ限りでの地域の国有林の新たな利用形態の検討、地域住民の福利・福祉の向上、そして森林浴・環境学習・自然観察・市民的レクリエーションなど国民の森林に対する要求に資する機能、に大別されるとすれば、例えば林野庁の仕事を①と②に限定し、③は環境省、④は地域または地方の創生にかかわる省庁の横断的な組織の管轄とするなどの施策が求められよう。特に、現在の地球温暖化に伴うと思われる気候変動による台風や集中豪雨などによる被害を食い止めるためにも森林と国土の保全が喫緊の課題であるが、これを管轄し対策を実行する組織を林野庁から一部環境省へと移行させ、現在林野庁が予算の中に組み入れている森林と国土の保全のための経費を一部環境省へと移管すること、国有林経営の採算から独立に少なくとも国民総生産の1-2%を国有林に必要な維持経費として計上することなど、機構・組織や予算措置の面でも抜本的な改革が必要である⁽⁵⁷⁾。こうした変革を行うことがないとすれば、その限り、上記の主張を潜在的に内包する謝花の「民地民木」論は現代的意義を持ち続けるであろう。

第二に、謝花の「民地民木」は、柚山と農民たちとの密接な関係のうえに成り立つ、森林と地域社会および地域生活とのあり方の根本を指示したものであり、そのために現代社会にも継承されなければならない課題である。森林とそこから供給される木材は地域社会のみならず国民生活にとって不可欠の資源である。このことは、いかに経済的環境が変化しようと、文明が存続するためには普遍的に妥当する。謝花が主張したような、柚山のような人工林は育成・保護・管理・消費する村民を必要とし、村民は自らの生活の場と手段を提供してくれる人工林の存在を不可欠とする。こうした森林と村民との不可欠の関係を恒常的に維持・継続することが国家社会の根本にななければならない。たしかに森林と山村を取り巻く関係は激変した。田畑や家畜に必要な肥料は山林で刈り取られた下草から化学肥料に取って代われ、農業方式の集約化が強力に推進され、エネルギー需要はかつての薪炭から石油・ガスへと大きく転換した。しかし、森林と木材が文明にとって不可欠であり、木材の国内供給を維持して用材自給率を一定程度確保するという課題は不可避である以上、山林と山村村民との良好で健全な関係作りもまた不可欠である。

林業が産業として不振を続け、林業を担うべき地域の農山村が人口や後継者の減少などで過疎化し衰退しつつあるわが国の現状はまことに憂うべき事態であり、これは国有林にも民有林にも

妥当する。そうだとすれば、国有林を現状のままに放置し、森林の保守と国土保全に必要な予算や人員までも削減して自然災害をさらに人為的に激甚化させるのではなくて、森林と農山村との安定的な関係を維持する方策が必要となろう。そして、農山村の過疎化と衰退を食い止め、都市と農村の分離の拡大、農山村人口の減少、都市への人口集中などを減少させて里山を再生するための政策の実行、そのための地域社会と農村への行政上および財政上のこれまで以上の強力な支援がなされなければならないであろう⁽⁵⁸⁾。林業が諸条件と創意工夫次第では農山村と地域社会の活性化に大きく寄与することは明らかであり、実際に成功している農山村の事例がある。また、国有林の保護・管理を林野庁の管轄だけに任せてはおけないという事態が生じている以上、これを打開するには、国有林の一部を市町村、民間団体が行う林業活動のために提供または管轄委譲し、そのことで地域社会の活性化にいつその貢献を行うなどの政策が必要だと思われる。何よりも重要なのは、森林の近辺や里山に居住し、森林の育成・保護・管理の仕事を担う人々の存在であり、森林とこれらの人々を支える地域社会の存在である。その地域社会が過疎と農林業の担い手不足などで荒廃と存立の危機に直面していることは我々国民全体の問題であり、農山村の振興のために農林行政の変革を進めることは国民的課題である。国有林の保護・管理の権限を、諸条件をそなえた一部市町村に委譲することは、明治期に国家権力によって収奪された近代以前の「入会地」および「杣山」を新たな歴史的段階において村民の手に取り戻すことでもある。ここで注意を喚起しておきたいのは、これらのことが、現在の市町村に相当する沖縄の「間切」を単位および山林管理の主体とする謝花の「民地民木」論と内容上一致するという点である。ここでも謝花の「民地民木」論が現在もなお我が国の国有林の保護・管理の方向性を指示していると言ってよいであろう。

すでに述べたように、森林がもつ諸機能のうち、我が国ではこれまでは木材生産と木材の供給源としての経済的価値だけが重視されて来たが、世界的な趨勢から見て、これからは森林の以下の諸機能が重視されつつある。これらは、①炭酸ガスの吸収源、酸素と水の供給源として温暖化を初めとする地球的規模での気候変動を減少させる効果、②集中豪雨や異常乾燥などの気候変動に対応し得る国土保全の機能、③石油代替エネルギーおよび脱プラスチックのための木質バイオマスなどの供給源としての機能、④森林浴、自然観察、生涯学習、農山村における生活体験、大型レジャー施設やゴルフ場を作るのではなくて各種の市民的レクリエーションの場としての森林の公益的機能、などである。これらを総称して森林の「公益的機能」といってよいであろうが、森林がもつこれらの機能には今後ますます需要が高まることが予測される。森林の「公益的機能」への要求の高まりとともに、我が国においても森林はますます「国民の財産」としての役割を果たし、林野庁の持ち物ではなく、また一部財界や大資本にではなくて国民に真に開かれ、国民が林政に参加し得る「国民のための森林」にならなくてはならないであろう。総じていえば、「市民的公共財」としての森林の役割の発揮が求められている時代が到来していると言えよう。現代が森林に求めているこうした役割と機能とは、日本国憲法に謳われている「国民主権」の立

場に立って初めて、言い換えれば、謝花が主張した「民地民木」論の立場に立って初めて可能であろう。謝花の「民地民木」論の思想的射程はここにも確実に及んでいるのである。

第三に、謝花が提起した諸問題のなかに「所有」の問題があったことに注目したい。柚山の官民有の区別を論ずるさいに、謝花は「若し理論より所有の如何を云々する時は」と述べて、「所有」の問題を理論的に論じようという姿勢を見せている。そして、柚山の樹木が従来農民によって伐採され自由にこれを公売してきたこと、そして柚山農民が柚山を利用して利益を得てきたことを根拠に、柚山が農民たちの「所有」、すなわち「民有」に帰することは「一点の疑念なきは明白なる事実」と断定した。謝花がこう主張する時、彼が「土地整理事業」と「柚山処分」との間に法的の一貫性がないことを感じていたことは明らかであるが、「所有」の問題を巡って彼はさらにその本質を問題として感じていたように思われる。つまりそれは、柚山が慣例により農民たちの共同所持というかたちで育成・保護・管理されてきた形態と、土地に農民たちの私的所有を認めておきながら、柚山にかんしてはこうした農民たちの「共同所有」を認めず、これを国有林として農民たちから収奪したこととの法的整合性という問題点である。慣例に従って柚山農民たちに「共同所有」を認めることにはいかなる問題点があるのかを謝花は問題として感じているのである。近代的所有の本質が基本的に個人を主体とする個人的・私的所有にあるのだとすれば、謝花はこれに異議を唱えようとしているかに見える。つまり、農民たちの「共同体的所有」が認められるべきだし、こうした共同体的所有をまるごと切り捨ててはならないという叫びであるように、私には思われる。これは、その意味で、近代的所有に対する、言い換えれば近代的所有の立場から前近代的所有とそのメリットさえも切り捨てようとする近代的所有概念に対する、謝花の必死の抵抗をしめすものだと読み取るべきではないであろうか。もしも現代が、世界環境問題を背景に、森林とそれが内包する森林生態系が「市民的公共財」として、市民の共有地であるいわばコモンズのごときものとして理解され受け止められ始めている時代だとすれば、謝花のこうした柚山の「共同所有」または「共同体的所有」の主張は、新たな現代的意味と意義とを内包するものとして評価に値するのではないか。

終わりに

天然林・保安林などを除く森林、とりわけ沖縄で柚山と名付けられた人工林は、山林と村民との相補的な関係によって成立していた。村民は柚山なしには生活し得なかったし、柚山もまた村民の保全活動なしには国土保全の機能を果たし得なかった。こうした関係は、本土の入会地に相当する山林でもまったく同じことであった。謝花昇の変わらぬ信念であった、人工林の原点とも言うべきこうした山林と村民との相補的で不可欠の関係が、明治政府による強権的な林野国有化政策によって奪い取られ、破壊された。その行きついた先は、保続を省みることのない木材生産第一主義ともうけ主義による国有林の破壊であり、木材生産をめぐる国際競争に敗北して林業不

振に陥った後の保全作業の放棄または手抜きによる国有林の荒廃であり、それに伴う国有林の国土保全機能の減退である。これに追い打ちをかけているのが、農山村の衰退であり、その原因としての過疎化、そして林業の後継者不足である。今国有林は、経費削減を錦の御旗としてこのまま荒廃への道を転がり続けるのか、それとも森林行政の根幹を再建して、「国民の財産」として真に再生・再建の道を歩むのかの瀬戸際に立たされている。

こうした状況の中、今さまざまな国有林再建案が提起されている。その中には、先にふれたように、財界から国有林の全面的な民営化が提言されたことがあった。これは、うっかりすると、謝花が主張した「民地民木」論と軌を一にするように見えるかもしれない。しかし、それは全くの誤解である。謝花の「民地民木」論は、杣山を生活の糧とし、そのために杣山を保護・管理・育成する杣山農民が現在の市町村に相当する「間切」を単位として杣山を所有すべしという主張であって、財界や産業資本が国有林を山分けして利益と蓄財の対象にするなどと主張するものでは決してないからである。国民にとって重要な「公益的機能」を有する国有林が私的所有の暴力に曝されるほど危険なことではないであろう。

もうひとつのより現実的な再建案の中には、もしも現在の林野庁が予算と職員の削減政策を続けていくとすれば、いっそ国有林の一部の所管をこれと隣接する市町村または地域共同体に移譲し、これらに実質的に山林の育成・保護・利用・管理を委任するという提言がある。もちろん、これとても簡単な事業ではない。地方公共団体にこうした仕事を担いうる林業の専門家がいなくてはならないからである。しかし地方公共団体が、国のある程度の支援を受けつつ、山村と里山の荒廃と人口減少に歯止めをかけることができるような総合的な政策を展開して、その中に、上記のような林業専門家を育成・活用して、移譲された国有林を保護・育成・管理するとともに有効に利用する政策を盛り込むことが出来るとすれば、山林と里山の再生と復興に新たな道が開けることを期待し得るであろう。だが、この道は謝花昇がその「民地民木」論が指示するかまたは潜在的に内包していたものにほかならなかったのである。

こうした意味において、謝花昇の「民地民木」論は、我が国の林業と林政、そして山林地域の再生にとってこれらの原点を指し示すとともに、「山と林と人間」との結合という方向性において国有林の未来をも今なお指し示し続ける思想であると言えよう。それは時の沖縄県の政治権力と明治政府によって圧殺され、謝花昇は狂気にまで追いやられた。しかし彼の思想は、こうした弾圧が結局は現在の国有林の荒廃と危機をもたらしたのだとすれば、現在においてこそ新たな照明を受ける必要があるのではないか⁽⁵⁹⁾。そして、謝花の不動の信念であった、山林とそこに住む村民との不可分の関係は、地域振興と農山村の再生との原点として、地域衰退が衰退しつつある現在においてこそ再評価を受けるに値するのではないか。我が国の国有林がいまだに新憲法によって定められた「国民の財産」または「国民の持ち物」に実質的になっておらず、その林政政策が依然として国民の代表者の集合体である国会の審議を経ることなく林野庁長官らの「ノーチェックの通達行政」によって決定されるような非民主主義的な現状が克服されない限り、謝花

昇が主張した「民地民木」論は依然として我々もまた連帯すべき重要なスローガンであり続けるのである。

本論文を執筆中の2021年7月末に、ユネスコ（国連教育科学文化機関）の世界遺産委員会が日本の「奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島」を世界自然遺産に登録することを決定した。言うまでもなく、「沖縄島北部」を代表するのは国頭地方を中心とするやんばる地区であり、まさしく謝花昇を初めとする先人たちが体を張って杣山を守り抜こうとした地域である。ユネスコ世界遺産委員会のこの決定を大いに歓迎するとともに、世界的に見て貴重なこれらの地区の自然と多くの希少固有種を含む生物多様性とが、世界自然遺産に登録されたがゆえに生じうる過剰な観光圧とオーバー・ユースとにさらされることなく、永続的に保たれること、そして沖縄の社会運動の先覚者である謝花昇の思想と行動の意義が長く後世に伝承されることを大いに期待したい。

(完。2021年11月24日提出)

注

- (1) 明治期以降の日本の林政の歴史にかんしては、筒井迪夫『日本林政研究史序説』東大出版会、同『森林法の軌跡』農林出版、同『日本林政の系譜』地球社、古島敏雄編『日本林野制度史の研究』東大出版会、秋山智英『国有林経営史論』日本林業調査会、萩野敏雄『国有林経営の研究』日本林業調査会、飯田繁『国有林の過去・現在・未来』筑波書房、笠原義人／香田徹也／塩谷弘康著『どうする国有林』リベルタ出版、日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会編『森林の明日を考える』有斐閣選書、野口俊邦『森と人と環境』新日本出版社、同『森林・林業はよみがえるか』新日本出版社、奥地正『現代日本の国土・環境問題と森林資源』（『科学と思想』第63号）などの諸著作を参照させていただいた。
- (2) 御料林創設の経緯とその経営方針、そして御料林編入にあたっての、例えば木曾谷御料林事件に象徴される国民の抵抗については、筒井迪夫『日本林政研究史序説』東大出版会、63頁以下、秋山智英『国有林経営史論』日本林業調査会、47頁以下、そして特に萩野敏雄『御料林経営の研究』日本林業調査会、を参照されたい。なお岩倉具視の意見書は我が国の国有林全体を御料林とする主張を含んでいた。さらに皇室財産として林野が適切であることを進言したのは、かつての帝国大学時代の謝花昇の師であり当時大蔵省御用掛を務めていた中村弥六であった。また太平洋戦争敗戦後、御料林廃止と「林政統一」が行われた後に、林野庁内部では国有林経営の理念と方針にかんして、木材生産を第一に考える人々と、かつて御料林経営にかかわり理想的な森林経営を考える人々との間で意見の対立があったという。
- (3) 石井寛・上沼公三郎『ヨーロッパの森林管理』J-FIC、白井裕子『森林の崩壊』新潮新書、などを参照されたい。
- (4) 岩井吉彌『山村に住む、ある森林学者が考えたこと』大垣書店、を参照のこと。
- (5) 太平洋戦争中の巨木の伐採や国をあげての供木運動については、例えば筒井迪夫『日本林政の系譜』地球社、109頁以下、瀬田勝哉『戦争が巨木を伐った—太平洋戦争と供木運動・木造船』平凡社、を参照されたい。
- (6) 筒井迪夫『日本林政研究史序説』65頁。
- (7) 農地改革については、R.P.ドーア『日本の農地改革』岩波書店、を参照のこと。
- (8) ペ・ア・ポポフ『日本の農地改革と農業関係』新日本出版社、を参照されたい。
- (9) 笠原義人編『よみがえれ国有林』リベルタ出版、123頁。ほかにも、笠原義人・香田徹也・塩谷弘康『どうする国有林』リベルタ出版、138-143頁、黒木・山口・橋本・笠原編『新国有林論』大月書店87-89頁を参照されたい。
- (10) 1963（昭和38）年9月1日の『岩手日報』の記事で、当時の岩手大学石川武男助教授は「国有林は官僚体制の封建的土地所有」であると述べた（東奥日報社編集局編『国有林を見直そう』明文書房、200頁）。また、青森県の森連会長や国有林野解放期成同盟会実行委員を務めた盛田達三氏はその手記の中でこう書いたことがあ

る。「林野官僚は、だいたい国有林は自分のものと心得ているらしい。」「林野は人民の批判まかりならぬという思想が今も残っているような感じを受けた。」(東奥日報社編集局編, 同上書, 252頁)

- (11) 田中重五「国有林野事業と『特別会計』」(日本林政ジャーナリストの会編『わたしたちの森 国有林を考える』清文社, 122頁)を参照のこと。田中重五氏は元林野庁長官であるから、この発言の意味は重いであろう。
- (12) この問題についても、田中重五, 同上論文を参照のこと。
- (13) 北海道の森林や森林伐採跡地にカラマツを植えることは生態学上きわめて問題である。カラマツは日本固有種であるが、その天然自生地は長野県や日本アルプス周辺であり、もともと北海道には自生しない樹種である。寒さに強く成長が早いからといってこれを北海道に植栽し、その植栽に補助金まで出すようでは、北海道のもともとの森林生態系を破壊する行為となる。しかもカラマツの林ではヒグマは生活することができない。林野庁と森林管理署の生態系にかんする見識を疑わざるを得ない事態であり、厳に慎むべきである。
- (14) 日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会編『森林の明日を考える』有斐閣選書, 67頁を参照のこと。
- (15) 東北地方の諸県が国有林解放運動に突っ走ったのには以下の理由があった。本論ですでに何度か触れたように、かつて江戸時代に広範に存在した農民の入会的共同所有と管理は近代的土地所有制度によっては割り切りがたい側面を広く残していたが、明治期の「地租改正」と山林の国有化の路線は国家権力に支えられながら、これらを時には国家権力をちらつかせつつ、また時には免税による利益という欺瞞を振りまきながら、近代以前の共同体的土地所有と管理とを切り捨てる方向で強力に進んだ。国有林化は、北海道のような新開地、それに宮崎県や鹿児島県などの南九州、そして東北六県に多く、なかでも青森県は森林に占める国有林率が67%と全国一であり、北海道は59%、秋田県53%、山形県52%、群馬県47%、福島県46%、岩手県39%と続き、反対に少ない方は東京都2%、奈良、京都、大阪などは1%となっており、地域による国有林率の偏在が顕著である(東奥日報社編集局編, 同上書4頁)。したがって、特に東北地方ではかつての自分たちの共有の入会地が無理矢理に官民有区分されて強制的に取り上げられて国有化されたという思いが強く、先祖が利用し管理していた山林を返してほしいという意識があった。東北六県のなかでも青森県を例にあげると、青森県は県民の目の前に山林がありながらこれが国有林であるためにこれを利用できずに、やませと呼ばれる冷たい風の影響をしばしば受けて農業に冷害・凶作が及ぶことしばしばであり、沿岸部では半農半漁の生活を余儀なくされつつも、地域経済が一年の半分以上を出稼ぎに頼らざるをえない状況にあり、それがことに下北半島や県の西北に多いという特徴があった。たしかに青森県の土地の半分近くは国有林であった。
なかでも例えば北郡小泊村は、村の総面積の92%が国有林であるために、経済的貧窮を克服しようとして畜産業を振興させようとしても、目の前に山林がありながら、家畜の放牧地がないという有様であった。つまり、地域経済の振興や貧困からの脱出を意図しても、国有林が大きな障害になっていたのである。ここにも、明治政府による山林の官民有区分の後の国有林の囲い込みが県民の生活と地域経済に大きな足かせとして作用している一例が見られる。かつては藩の山林は藩の「所有」ではなくて藩の「領有」に近く、近代的所有概念には必ずしも当てはまらないものであり、この山林と農民との関係も、荒廃地を自前で林地に育成した者にその山林の私有が許されたというように、流動的であった(東奥日報社編集局編, 同上書, 107頁以下)。かつての半ば強制的な官民有区分とこれによる国有林化が「先祖の土地を返せ」という思いを産み、これが、囲い込まれた国有林が地域の産業・経済の発展の桎梏と化して県民の経済的貧困からの脱却を拒んでいるという現実と結合して、東北地方に顕著に盛んとなった「国有林野の解放」と結びつくことになったのもけだし当然であろう。
- (16) 東奥日報社編集局編, 同上書, 199頁。
- (17) 同上書, 110頁。
- (18) 同上書, 189頁。
- (19) 同上書, 222-223頁。
- (20) 筒井迪夫『日本林政の系譜』116頁。
- (21) 北海道ではこうした自然破壊は、大雪縦貫道路(道々718号忠別清水線)問題、士幌高原道路(道々士幌然別湖線)問題、日高横断道路(道々111号静内中札内線)問題などとして現れた。われわれ北海道や全国の自然保護団体の反対運動のおかげで、これらはいずれも建設途中で工事が中止または凍結されたが、その自然破壊の傷跡は今も痛々しく残り続けている。俵浩三『北海道・緑の環境史』北海道大学出版会、「止めよう日高横断道路」全国連絡会編『みんなで止めた日高横断道路』などを参照されたい。
- (22) 笠原義人・香田徹也・塩谷弘康『どうする国有林』30頁以下。

- (23) 黒田洋一／フランソワ・ネクトゥー『熱帯林破壊と日本の木材貿易』築地書館, 黒田洋一『熱帯林破壊とたたかう』岩波ブックレット, を参照のこと。
- (24) 林野庁編『令和3年版森林・林業白書』160頁。
- (25) 石弘之『地球環境報告』岩波新書, 77頁以下, 同『蝕まれる森林』朝日新聞社, 同『世界の森林破壊を追う』朝日新聞社, などを参照。
- (26) 日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会編, 同上書, 198頁以下, などを参照されたい。
- (27) 林野庁編『令和3年版森林・林業白書』161-162頁。
- (28) 佐藤誠『リゾート列島』岩波新書, 佐藤誠ほか編『ドキュメント リゾート』日本評論社, 谷山鉄郎『恐るべきゴルフ場汚染』合同出版, 日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会編, 同上書, 174頁以下, ゴルフ場問題連絡会『リゾート開発への警鐘』リサイクル文化社, などを参照のこと。
- (29) 野口俊邦『森と人と環境』新日本出版社, 143頁以下, を参照されたい。
- (30) 岩井吉彌『山村に住む, ある森林学者が考えたこと』大垣書店, 21頁以下, を参照のこと。
- (31) 同上書, 22-25頁。
- (32) 私もすでに2006年にこうした国有林の現状について少しだけ論じたことがある。奥谷浩一「北海道の海鳥をとりまく自然生態系の危機を考える」(『北海道の自然』第44号, 北海道自然保護協会, 2006年3月) 63-65頁を参照されたい。
- (33) 野口俊邦『森と人と環境』新日本出版社, 159頁。
- (34) 北海道自然保護協会発行の上記『北海道の自然』第44号の「特集1. 森林問題と緑資源幹線林道」所収の諸論文, 特に, 河野昭一「危機に瀕した日本の天然林」, 俵浩三「緑資源幹線林道・無駄な公共事業が自然を破壊」を参照のこと。
- (35) 笠原義人・香田徹也・塩谷弘康『どうする国有林』136-137頁, 奥谷浩一, 同上論文, 66頁, などを参照。また, 大規模林道問題にかんしては, 河北新報社編集局編『林道』無明舎出版, 原敬一『ブナの森に大規模林道はいらない』無明舎出版, 大規模林道問題全国ネットワーク編『大規模林道はいらない』緑風出版, 『検証・大規模林道』編集委員会編著『検証・大規模林道』緑風出版, などを参照されたい。
- (36) 当時現職であった松岡利勝大臣を初め3人の自殺者を出したこの事件には, 週刊誌や立花隆の見解によれば, 当時の安倍内閣を揺るがしかねないさらに重大な汚職疑惑が絡んでいたようである。検察によって摘発された「大規模林道」談合事件は「菊地・人吉線」の調査・測量にかんする10億円程度のいわば入り口の部分の談合であって, その本体部分を含めると154億円の事業規模となり, 松岡大臣の懐には3-4億円が入る予定であったらしい。だが, きわめて不可解なことに, 公正取引委員会から検察特捜部に渡された資料のうち, 最重要の本体部分にかんする資料が入った段ボール箱だけが紛失したという。安倍政権の「闇」は森友・加計学園問題だけにあったのではない。このように第一次安倍政権の時代から, 現職大臣が自殺に追い込まれるほどの重大事件に蓋をするほどの, 「闇」につながる案件が存在したのである。その全容は今も解明されていない。
- (37) 岡島成行『林野庁解体論—そのシナリオと森林再生への道』洋泉社, 植村武司『林野庁解体—疲弊する一山村から』日本経済評論社, 河野昭一「危機に瀕した日本の天然林」(『北海道の自然』第44号) などを参照されたい。京都大学名誉教授河野昭一氏は同上論文の中で以下のように述べておられる。「この際, “林野庁”の完全な解体, 再編成が早急に必要です。新たに“環境省”内に“天然林課”(仮称)を新設し, そこへ現有の“天然林”をすべて移管し, 保護・保全に当たらせることが必要です。国有林, とりわけ天然林の維持・管理には, 林野予算の一部を移管し, 森林保護に熱心な, 経験豊富な林野のスタッフもつけて当たらせる部局を新設することで, 新たな定員増も, 特別な予算措置もありません。(中略) 残された林野の部署は, 日本全国においてかつて天然林の伐採後, 大規模な植栽を行い, その後十二分な手入れなくして荒れ放題のスギ, ヒノキ, カラマツを始めとする人工造林地の維持管理と森林の育成に全力を挙げて取り組む部局として, 再編成が必要です。」(河野昭一, 同上論文, 9頁) 河野氏のこの提言は, 現在の我が国の国有林の危機に対処するための一方策として吟味され, できる限りの実現を図るべきものとして傾聴されるべきであるように思われる。
- (38) 1984年から1999年まで国有林の分取育林制度を利用して募集され, 結局のところ破綻に追い込まれた「緑のオーナー」制度にかんしては, 拠出金の元本割れで被害を受けた元オーナーたちが国と林野庁に対して損害賠償を求める訴訟を起こした。この制度は結果的に, 森を愛し森を甦らそうとする国民の善意を利用した詐欺まがいの行為だと言われても抗弁できないであろう。これにかんする詳細については, 野口俊邦『森林・林業は

- よみがえるか―「緑のオーナー」裁判から見えるもの』新日本出版社、を参照されたい。
- (39) 国有林民営化論の典型として、日本興業銀行頭取・会長や経団連代表幹事を務めた中山素平の「六分割・営林社案」がある。これは全国の国有林を六地域に分割し、それぞれを完全に株式会社化するというものである。これについては、野口俊邦『森と人と環境』170頁以下を参照されたい。
- (40) 『北海道新聞』(2021年11月8日)の報道によれば、日本の総面積の10倍の広さをもつ南米アマゾンの熱帯雨林は、1970年以前に比べておよそ20%減少したという。その主要な原因は、大豆やトウモロコシなどの農地拡大、牛などの牧場への転用、これらのための道路建設などであるが、違法伐採も多発している。これによりブラジルでは降雨が減少して干ばつが起きており、このことが世界の食料供給と気候変動に与える深刻な影響が不安視されている。
- (41) ジョン・ミュア『山の博物誌』(小林勇次訳)立風書房、154頁。
- (42) 藏治光一郎・保屋野初子編『緑のダムの科学』築地書館、同『緑のダム―森林・河川・水循環・防災』築地書館、藤原信『“緑のダム”の保統一日本の森林を憂う』緑風出版、虫明功臣・太田武彦『ダムと緑のダム―狂暴化する水害に挑む流域マネジメント』日経BP、などを参照のこと。河川工学の研究者による「緑のダム」効果の研究については、上記の著作のほか、中野秀章・有光一登・森川靖『森と水のサイエンス』東京書籍、106頁、111頁、117-121頁などが参考になる。山林濫伐と洪水との関係、「緑のダム」の効果の実際については、私も田中正造の河川および治水の思想との関連で少々論じたことがある。奥谷浩一「田中正造の河川と治水の思想(2)」(『札幌学院大学人文学会紀要』第101号)を参照されたい。
- (43) 村尾行一『間違いだらけの日本林業―未来への教訓』J-FIC、144頁以下、特に168頁を参照されたい。
- (44) 木質バイオマスについては、福島和彦『木質の形成―バイオマス科学への招待』海青社、古市徹『バイオマス地域循環』環境新聞社、西川力『ヨーロッパ・バイオマス産業レポート』築地書館、日本有機資源協会編著『バイオマス活用ハンドブック』環境新聞社、などを参照のこと。
- (45) 海道清信『コンパクトシティ―持続可能な社会の都市像を求めて』学芸出版社、鈴木浩『日本版コンパクトシティ』学陽書房、などを参照。ただし、日本型コンパクトシティ論にかんしては、あたかもこれが新たな産業と都市の発展の起爆剤となるかのように論じられ、この概念の提唱者たちの念頭にあった生産やエネルギー資源消費の抑制という観点が弱いようである。
- (46) 「内発的発展」については、小田切徳美・橋口卓也『内発的農村発展論』農論統計出版、保母武彦『内発的発展論と日本の農山村』岩波書店、守友裕一『内発的発展の道』農文協、などを参照されたい。
- (47) 保母武彦『日本の農山村をどう再生するか』岩波書店、小田切徳美『農山村再生に挑む―理論から実践まで』岩波書店、同『農山村は消滅しない』岩波新書、などを参照のこと。
- (48) 黒木三郎・山口孝・橋本玲子・笠原義人『新国有林論―森林環境問題を問う』大月書店、87-88頁。
- (49) 筒井迪夫『日本林政史研究序説』東京大学出版会、226頁。
- (50) 同上書、227頁。
- (51) 謝花昇「杣山談片」、伊佐眞一編『謝花昇集』みすず書房、105-106頁。
- (52) 同上書、42頁。
- (53) 武内善信『闘う南方熊楠―「エコロジー」の先駆者』勉誠出版、320頁。
- (54) 謝花昇、同上書、103頁。
- (55) 同上書、105-106頁。
- (56) 同上書、106頁。
- (57) 河野昭一、同上論文、9頁を参照。
- (58) 岩井吉彌、同上書、167頁以下、を参照されたい。
- (59) 沖縄県八重洲町東風平運動公園には、謝花昇を育てた東風平の田畑を見下ろすように謝花昇の銅像が建っている。しかし、沖縄には謝花が銅像を建てるほどの人物であったかどうかを疑う声がある。もしもこの声が時の県知事奈良原繁の銅像が奥武山公園に建てられたのを承知のうえで発せられているとすれば、きわめて残念なことである。

Noboru Jahana's Struggle for *Minchiminboku* at *Somayama*
Timber Forests (3)

OKUYA Koichi

Abstract

Noboru Jahana pioneered a modern social movement in Okinawa. In Okinawa in the Meiji era (1868-1912), *somayama* forests (mountain forests co-managed by villages or the like for producing timber) began to be cultivated as part of relief measures for poverty-stricken samurai families who could no longer receive salaries after the Ryūkyū Kingdom was abolished in the Ryūkyū Disposition. Noboru Jahana, an engineer and high-ranking official of the Okinawa prefectural government, promoted a *somayama* cultivation project as chief acting director working under Shigeru Narahara, the governor of Okinawa. In the course of a subsequent project for dividing land into government-owned land and private land, the latent conflict between Jahana and Narahara gradually became apparent. Narahara and those siding with him deceived farmers under the slogan of *Kanchiminboku*, an idea for mixed-ownership forests, whereby forestland would be owned by the state, while farmers would have the right to use the stumpage on the land. The rift between Jahana and Narahara became clear when Narahara overrode resistance from farmers and implemented policies for incorporating *somayama* forests into government-owned land. In protest against Narahara, Jahana advocated *Minchiminboku*, an assertion that *somayama* and its stumpage should be jointly owned by farmers because they had been collaborating in growing, protecting and using timber. Jahana's idea of *Minchiminboku* eventually failed. Jahana insisted that *somayama* forests, which were grown, managed and protected by farmers, also should provide farmers with a way to make a living and thus that these forests should be jointly owned by farmers. When we think of the current forest policy gridlock and the critical situation of national forests, Jahana's *Minchiminboku* seems to offer many ideas for solutions to various problems. His idea undoubtedly has major implications for how people nowadays, who regard forests as global-level public goods, see their environment. This paper traces the history of Jahana's struggle for *Minchiminboku* and considers the significance of *Minchiminboku* from the viewpoint of contemporary environmental theory or environmental thought.

Keywords: forests of Yanbaru, *somayama* forest, the concept of *Kanchiminboku*, the concept of *Minchiminboku*, critical situations of national forests, commons as public goods for global citizens

(おくや こういち 札幌学院大学名誉教授 哲学・倫理学専攻)